

鷹栖町過疎地域持続的発展市町村計画

令和3年度～7年度

北海道鷹栖町

目 次

1 基本的な事項	- 1 -
(1) 鷹栖町の概況	- 1 -
ア 自然的・歴史的・社会的・経済的諸条件の概要.....	- 1 -
①自然的条件	- 1 -
②歴史的条件	- 1 -
③社会的条件	- 1 -
④経済的条件	- 2 -
イ 鷹栖町における過疎の状況	- 3 -
①過疎現象とその原因	- 3 -
②これまでの対策とその評価及び現在の課題と今後の見通し	- 4 -
ウ 社会経済的発展の方向.....	- 8 -
(2) 鷹栖町における人口及び産業の推移と動向.....	- 10 -
ア 人口の推移と今後の見通し	- 10 -
イ 産業別就業人口の推移と動向.....	- 12 -
(3) 鷹栖町における行財政、施設整備水準等の現況と動向.....	- 14 -
ア 行政の状況.....	- 14 -
イ 財政の状況.....	- 16 -
ウ 施設整備水準等の現況と動向.....	- 17 -
(4) 地域の持続的発展の基本方針.....	- 18 -
ア 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成.....	- 18 -
イ 産業の振興.....	- 19 -
ウ 地域における情報化	- 19 -
エ 交通施設の整備、交通手段の確保の促進.....	- 19 -
オ 生活環境の整備.....	- 20 -
カ 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進.....	- 20 -
キ 医療の確保.....	- 20 -
ク 教育の振興.....	- 20 -
ケ 集落の整備.....	- 21 -
コ 地域文化の振興等	- 21 -
サ 再生可能エネルギーの利用の推進	- 21 -
シ その他地域の持続的発展に関し必要な事項.....	- 21 -
(5) 地域の持続的発展のための基本目標.....	- 22 -
ア 人口目標.....	- 22 -
イ 財政力に関する目標	- 22 -
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項.....	- 22 -
(7) 計画期間.....	- 22 -
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	- 23 -

ア	公共施設等の管理に関する基本的な考え方	- 23 -
イ	本計画との整合性	- 23 -
2	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	- 24 -
(1)	現況と問題点	- 24 -
ア	移住・定住の促進	- 24 -
イ	地域間交流の促進	- 24 -
ウ	人材育成	- 24 -
(2)	その対策	- 24 -
ア	移住・定住の推進	- 24 -
イ	地域間交流の促進	- 25 -
ウ	人材育成	- 25 -
(3)	計 画	- 25 -
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	- 28 -
3	産業の振興	- 29 -
(1)	現況と問題点	- 29 -
ア	農林業の振興	- 29 -
イ	商工業の振興と企業誘致	- 31 -
ウ	地場産業の振興と起業の促進	- 32 -
エ	観光・レクリエーションの促進	- 32 -
(2)	その対策	- 32 -
(3)	計 画	- 33 -
(4)	産業振興促進事項	- 34 -
(5)	公共施設等総合管理計画等との整合	- 34 -
4	地域における情報化	- 35 -
(1)	現況と問題点	- 35 -
(2)	その対策	- 35 -
(3)	計 画	- 35 -
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	- 35 -
5	交通施設の整備、交通手段の確保	- 36 -
(1)	現況と問題点	- 36 -
ア	町道・農道の整備	- 36 -
イ	交通確保対策	- 36 -
(2)	その対策	- 37 -
(3)	計 画	- 37 -
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	- 40 -
6	生活環境の整備	- 41 -
(1)	現況と問題点	- 41 -
ア	上・下水道施設の整備	- 41 -
イ	ごみ対策の推進	- 41 -

ウ 消防・救急体制の整備.....	- 42 -
エ うるおいある生活環境の整備.....	- 42 -
(2) その対策.....	- 43 -
(3) 計 画.....	- 43 -
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合.....	- 44 -
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進.....	- 46 -
(1) 現況と問題点.....	- 46 -
ア 子育て環境の確保.....	- 46 -
イ 高齢者等の保健・福祉の向上.....	- 46 -
(2) その対策.....	- 47 -
(3) 計 画.....	- 48 -
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合.....	- 48 -
8 医療の確保.....	- 49 -
(1) 現況と問題点.....	- 49 -
(2) その対策.....	- 49 -
(3) 計 画.....	- 49 -
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合.....	- 49 -
9 教育の振興.....	- 50 -
(1) 現況と問題点.....	- 50 -
ア 小・中学校教育の振興.....	- 50 -
イ 集会施設・体育施設・社会教育施設等の充実.....	- 50 -
(2) その対策.....	- 51 -
(3) 計 画.....	- 51 -
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合.....	- 53 -
10 集落の整備.....	- 54 -
(1) 現況と問題点.....	- 54 -
(2) その対策.....	- 54 -
(3) 計 画.....	- 54 -
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合.....	- 54 -
11 地域文化の振興等.....	- 55 -
(1) 現況と問題点.....	- 55 -
(2) その対策.....	- 55 -
(3) 計 画.....	- 55 -
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合.....	- 56 -
12 再生可能エネルギーの利用の推進.....	- 57 -
(1) 現況と問題点.....	- 57 -
ア 環境対策の推進.....	- 57 -
(2) その対策.....	- 57 -
(3) 計 画.....	- 57 -

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	- 57 -
13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	- 58 -
(1) 現況と問題点	- 58 -
ア 行財政改革と協働共創のまちづくりの推進	- 58 -
イ 安全安心の推進	- 58 -
(2) その対策	- 58 -
(3) 計 画	- 59 -
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	- 59 -
◆事業計画（令和3年度～令和7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分	- 60 -

1 基本的な事項

(1) 鷹栖町の概況

ア 自然的・歴史的・社会的・経済的諸条件の概要

①自然的条件

本町は、北海道のやや中央部に位置する上川盆地の西北部に位置し、東は旭川市東鷹栖、西は旭川市江丹別、南は旭川市春光台、北は和寒町に隣接し、東西 11.8 km、南北 19.7 km、面積 139.42 km²の広さを有しています。

本町の地勢はおおむね盆地状をなして平坦地が多く、町の中心部を、オサラッペ川が大小数河川を合わせて北から南に貫流し、石狩川に合流しており、その流域は地味も肥沃で米作地帯として理想的な農地が多く存在しています。

気象は内陸的気候で、夏は 35℃、冬は -25℃を超えることもあり、寒暖の差が大きく、11 月下旬を過ぎると根雪となり、過去 10 年における最大積雪値は 145 cm となっています。

②歴史的条件

明治 25 年 2 月 4 日、上川郡の石狩川右岸流域を区域とする鷹栖村として開村しました。明治 30 年に愛別村を分村し、更に、明治 35 年近文地区の一部を旭川市に編入しました。

明治 39 年には 2 級町村制を施行すると同時に比布村を分村し、明治 42 年 4 月から 1 級町村制を施行しました。

大正になると村勢も大いに発展し、大正 13 年 6 月 4 日には鷹栖村を東鷹栖村に改称し、同時に近文原野を中心とする東鷹栖村、オサラッペ原野を中心とする鷹栖村、江丹別原野を中心とする江丹別村の 3 村に分離独立し、鷹栖村は 1 級町村制を施行し、北海道屈指の米作地帯として発展してきました。

昭和 44 年 1 月 1 日に町制を施行し、昭和 45 年 7 月には都市計画法に基づき鷹栖・北野市街地が旭川圏都市計画の市街化区域に指定され、都市的手法を取り入れた近代的なまちづくりを進めてきました。

平成 7 年にはオーストラリア・ゴールドコースト市と姉妹都市の提携を結び、令和元年には町政施行 50 周年を迎えました。

③社会的条件

本町は、北海道第二の都市である旭川市から 15 km、空の玄関口となる旭川空港から 27 km の地点にあり、また、平成 2 年には北海道縦貫自動車道旭川鷹栖 I C が開設され、至便な交通条件を有しています。

北海道縦貫自動車道については、平成 15 年度に、深川～旭川鷹栖間の完全 4 車線化、士別剣淵 I C までの区間が供用開始され、高速交通の充実が図られました。

一方では、公共下水道の普及促進、合併処理浄化槽の普及やごみの分別収集による地域の環境保全、都市公園の整備、福祉施設、文化施設、体育施設の整備など、快適な生活環境づくりに努めています。

人口は、昭和 35 年の 10,436 人(国勢調査)以降、減少傾向が続きましたが、旭川市に隣接する地域特性を生かし、計画的な宅地造成を行った結果、旭川市のベッドタウンとして、人口減少率は鈍化し、現在の人口は 6,700 人台(住民基本台帳)で推移しています。

④経済的条件

開拓以来、水稻農業によって発展し、開村当時は第 1 次産業がその大部分を占めていました。昭和 30 年代後半以降、高度経済成長により、急激な労働人口の流出が生じ、昭和 45 年以降の過剰米を契機に米の生産調整が実施されるに及んで離農転出が相次ぎ、農家数も減少の一途をたどることとなりました。

更に、米価変動、国民一人当たり消費量の減少、食料自給率低下、生産資材の高騰など厳しい状況であるとともに、経営所得安定対策の見直し、国による米生産数量目標の廃止、T P P、農協改革、円高など農業の大きな転換期を迎えている中で、安全・安心な農産物の安定供給とともに、農業経営の健全化、農業経営基盤の強化など次世代へ引き継ぐ力強い農業を目指しています。

商工業においては、景気は回復傾向にあるが実感として感じられないことや購買力の町外流出など厳しい状況にありますが、北海道縦貫自動車道旭川鷹栖 I C と旭川北 I C の開設などの交通条件を生かし、近くに造成した鷹栖工業団地への企業誘致に取り組む一方、積雪寒冷地という自然条件を生かし誘致をした本田技研工業(株)や新規に障害児支援施設、建設機械レンタル業の開設など雇用の増大と所得の向上に一定の成果を上げています。

イ 鷹栖町における過疎の状況

①過疎現象とその原因

本町の人口は、昭和 35 年に 10,436 人(国勢調査)まで達しましたが、昭和 30 年代後半以降の高度経済成長にともなう 20 代・30 代の若年労働力の都市への流出、昭和 45 年以降米の生産調整の実施により離農転出が急激に増加し、昭和 40 年から昭和 50 年までの国勢調査では毎回 10%前後の減少を示しました。また、昭和 50 年代における宅地造成等により昭和 55 年に一時増加を示したものの、以後再び緩やかな減少を示し、平成 7 年には 6,871 人(国勢調査)になりました。

平成 15 年の新規宅地造成により地域の人口が増加しましたが、現在は、6,700 人台(住民基本台帳)で推移しています。農村地域においては過疎化が更に進行しており、地域内における不均衡状態が表れています。

表鷹 1-1(1) 集落別人口動態の状況 <R3年/H29年対比：住民基本台帳 3月末日>

増減率 地区	20%以上	20~ 5%	5~ 0%	0~ △10%	△10~ △20%	△20~ △30%	△30% 以下	地区別 増減率
北野			2区 北野東 北野西 シフォニ-	1区 5区 9区 10区	天満 8区 11区	3区		% △ 0.9
鷹栖				第16 17区 瑞穂 鷹栖北 鷹栖南 ハモニ- 21区 共栄 大成	13区 14区 15 第18区 第23区 25区	有明		% △ 7.0
中央				第27	向日葵 北央 豊央 30区			% △ 12.1
北斗			37	共和 34区	北斗 36区 真正 知遠別	吹上		% △ 11.3
北成					北門 成和 北維	北栄		% △ 16.0
計	0集落	0集落	5集落	16集落	20集落	4集落	0集落	45集落

②これまでの対策とその評価及び現在の課題と今後の見通し

昭和 45 年に過疎地域に指定されてから、鷹栖町過疎計画に基づき交通通信体系の整備、生活環境の整備及び教育文化の振興等を重点とし、総合的かつ計画的な対策を推進してきました。この結果、安全で安心して暮らせるまちづくりに一定の成果を上げ、緩やかな人口減少となっています。

しかし、出生率の低下や若年層の流出により、少子高齢社会を迎えており、特に農村地域においては離農者の増加による過疎化、高齢化が進行しています。

また、広域的な取り組みとして、旭川市を中心とした上川中部定住自立圏共生ビジョン（1市8町）を策定し、相互機能と特色を生かし定住のための機能を高め、豊かで多様なライフスタイルを提案できる魅力あふれる北の地方生活圏の創造に取り組んできています。

今後も、環境問題やごみ処理問題、介護保険事業をはじめ、行政の各分野において事務の共同処理や広域的な連携を強め、効率化を図ることが重要になっています。

本町が過疎計画に基づいて実施した事業は表鷹 1 - 1 (2) のとおりです。50 年間の事業費の実施総額は、761 億円となっており、区分別にみると、生活環境の整備及び福祉等の推進が 219 億円で全体の 28.8% の比率を占め、産業の振興が 175 億円 23.0%、交通通信体系の整備が 163 億円 21.4% などとなっています。また、年間平均投下事業費は、15 億円であり、総事業費に占める過疎債充当率は、13.4% となっています。

表鷹 1-1(2) 鷹栖町過疎計画の実績

(単位：千円)

区 分	昭和 45 年～ 令和 2 年		昭和 45～ 平成元年	平成 2～ 11 年	平成 12～ 21 年	平成 22～ 27 年	平成 28 年～ 令和 2 年
	(うち過疎債) 事業費	構成比 (%)	(うち過疎債) 事業費	(うち過疎債) 事業費	(うち過疎債) 事業費	(うち過疎債) 事業費	(うち過疎債) 事業費
1 産業の 振興	2,353,410	23.1	(6,600)	(1,056,510)	(591,300)	(390,300)	(308,700)
	17,513,742	23.0	1,318,755	5,227,606	3,852,271	3,547,307	3,567,803
2 交通通 信体系の 整備	3,101,999	30.4	(1,562,600)	(114,100)	(757,800)	(426,000)	(241,499)
	16,328,135	21.4	5,880,816	3,968,025	2,857,328	2,307,067	1,314,899
3 生活環 境の整備 及び福祉 等の推進	2,206,000	21.6	(239,600)	(1,199,800)	(453,200)	(120,500)	(192,900)
	21,905,944	28.8	5,361,667	6,557,670	3,399,982	5,114,603	1,472,022
4 医療の 確保	144,200	1.4				(54,400)	(89,800)
	600,812	0.8	6,000	43,882		326,400	224,530
5 教育文 化の振興	2,359,800	23.1	(589,100)	(210,100)	(63,800)	(343,000)	(1,153,800)
	16,788,670	22.1	3,758,906	6,319,035	802,511	2,818,432	3,089,786
6 集落の 整備	39,100	0.4	(39,100)				
	135,636	0.1	88,166	19,900		15,331	12,239
7 その他	0	0.0					
	2,894,720	3.8	394,980	66,429	40,369	132,502	2,260,440
合 計	10,228,209	13.4	(2,437,000)	(2,580,510)	(1,866,100)	(1,334,500)	(2,010,099)
	76,167,659		16,809,290	22,202,547	10,952,461	14,261,642	11,941,719

(平成 28～令和 2 年度は見込)

(産業の振興)

基幹産業である農業を重点として、大区画ほ場整備の実施、野菜との複合経営の推進、新規就農に向けた研修施設でもある農業交流センター「あったかファーム」の建設・運営、畜産振興対策などを進め農業所得の増大に努めるとともに、新規就農者確保のための総合的な支援策を実施しています。

更に農産加工施設「四季の里」を核として、農作物の付加価値を高める試験研究や特産品の開発、地場産業の育成に努める一方、土壌・食味分析センターの活用により生産技術の向上、土壌の改良など高品位米の生産を推進しています。

また、高齢化の急激な進行と米政策の改革に対応するため、担い手の確保と農地の保全管理による多面的な機能の維持を図る必要があります。林地についても、公益的機能の確保を図るとともに、地産地消を推進し、農産物の付加価値を高める試験研究、特産物の開

発を今後も続けていく必要があります。

雇用創出においては、北海道縦貫自動車道旭川鷹栖 I C と旭川北 I C による交通条件を生かし、民間による流通系工業団地と町土地開発公社による製造業系工業団地の 2 カ所を造成する一方で、自然条件を生かした企業誘致にも取り組み、雇用の増大と所得の向上に努めていますが、雇用の場は十分とは言えず、青年層の流出が継続して進行しています。

平成 20 年に町土地開発公社において工業団地を拡張し、積極的な企業誘致の推進と農村資源を活用した新たな産業創造、地域産業の複合化などに取り組んでいます。今後も同様の対策を続けていく必要があります。

(交通通信体系の整備)

集落と集落又は集落と公共施設を結ぶ道路網の重点的整備、主要幹線道路の歩道設置を進め、改良 167,401m と舗装 150,163m の整備、歩道 58,382m の設置を行い、生活や産業に関連する道路確保及び交通安全確保や、除雪車導入による冬期間の交通確保に努め、時間距離を短縮し地域間交流を促進させました。

また、公共交通機関を利用する人の利便性を図るため、町営バスを運行し、路線や運行の見直しを行いながら公共交通の確保に努めました。今後、バスの利用状況等を勘案しながら、効率的で効果的な交通体系を検討していきます。

広域的にも重要な役割を担う町内の幹線道路網の整備を進めるとともに、人と車が安心して利用できる自然と調和した道路環境づくりを進めていく必要があります。

(生活環境の整備)

計画的な公営住宅の建設や宅地造成を行うとともに自然環境と調和のとれた街並みづくりを進め、総合公園「パレットヒルズ」の整備など住民手づくりによる公園整備に取り組んできました。一方では、廃棄物処理施設を整備するとともにごみの分別収集やリサイクル、公共下水道や合併処理浄化槽の整備を積極的に推進しました。

また、平成 13 年度には、良好な環境の保全と創造を目指したまちづくりを進めるための指針として「鷹栖町環境基本条例」を制定しました。平成 17 年からは循環型社会形成推進交付金事業により、廃棄物処理施設、生ごみ堆肥化施設を整備し、生ごみの分別収集も実施し、循環型の社会づくりに努めています。

今後も、自然環境や地域景観の保全のために、住民の積極的な参加を基本に、自然と調和した豊かな地域社会の形成を図る必要があります。

災害から生命・財産を守り、安全な生活を実現するため、消防車の導入、消防水利の整備、分団詰所車庫の建設などの施設整備の充実を図り不慮の火災や事故に備えてきました。

消防団においては、農村地域の過疎化から組織維持が難しく、体制の見直しが必要になっています。

救急救命体制については、救急車の導入を行い、救命率の向上に取り組んでいます。

平成 26 年度から旭川市消防本部との広域再編により新たな消防体制が確立されており、今後も消防施設や救急救命体制の整備充実を図っていきます。

(高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進)

いつまでも住み慣れた地域で住み続けるために、鷹栖町地域福祉計画の実践や、超高齢社会に向けて、高齢者福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう必要なサービスを提供するとともに介護者の負担を軽減してきました。

今後も高齢者が継続して生活できるようにするためにも、身体的機能の維持、認知症の予防など生活機能の維持向上に向けて介護予防活動を重点的に展開する必要があります。

心身に障がいのある人が自立した社会生活や安心して暮らせるように、障がい福祉計画に基づいた障がい福祉サービス・相談支援体制の充実、就労支援・啓発活動を推進していく必要があります。

子育て支援については、子ども・子育て支援事業計画に基づき、児童の健やかな育ちを支援するため、2カ所の保育園を建設・運営するとともに、「私立たかす円山幼稚園」を認定こども園として認定しました。また、地域の親子が気兼ねなく集い、つながり合う場として「子育て支援センター」の開設や放課後の子どもたちの安全な居場所づくりとして「放課後児童クラブ」の整備などに取り組んできました。少子化や核家族化の進展、共働き家庭の増加など子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しており、今後は、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりが必要となってきます。

保健の推進については、医療制度の改正により平成20年に特定健康診査が開始され、被保険者は各保険者が行う健診や特定保健指導を受けることになりました。がん検診の現状では、受診率は国の指針にある目標値には達していないため、更に受診勧奨に力を入れていく必要があります。

今後は、生活習慣病などの予防対策とともに、介護予防などと連動して推進していく必要があります。

(医療の確保)

本町には民間の診療所が1軒のみで入院施設がなく、旭川市内の医療機関に依存しています。今後も旭川市内の医療機関との連携強化により、地域医療の充実を図る必要があります。

(教育文化の振興)

過去からの事業として、屋内体育館の建設、給食センターの施設整備などを実施してきました。その後、過疎化による生徒数の減少に伴い、中学校統合校舎、屋内体育館の建設、小学校の校舎改築・大規模改修を実施してきています。

今後は、町の人口動態、児童・生徒数の推移を考慮しながら適切な施設整備、維持補修により良好な教育環境を確保し、地域資源を生かした特色ある教育を推進していく必要があります。

また、生涯教育の一環として、総合スポーツ公園、総合体育館、パークゴルフ場などの体育施設の整備を図り、全ての住民が自主的に活動できる場を提供してきました。

文化の振興については、平成4年に開拓100年を迎えた記念に、本町の芸術文化の核と

なる施設として「たかすメロディーホール」を建設しました。このことにより、住民の芸術文化に触れる機会が増え、自主的で活発な活動が進められています。

今後は、既存施設の有機的な活用と合わせて、多様な学習・スポーツニーズに応える環境の整備を図るとともに、「たかすメロディーホール」を中心とした住民の自主的な芸術文化活動を側面から支援していく必要があります。

(集落の移転)

昭和47年に夏山冬里方式を取り入れて33戸を基幹集落に移転し、居住環境、交通生活利便性を向上した中で本町内での定住化を図り人口流出を防止しました。

また、コミュニティ活動を活発化するため、5地区に公民館などを建設することにより、自主的で個性豊かな活力ある地域づくりが進められてきました。

しかし、近年は、農村地域において高齢化が顕著であり、共同体としての機能が難しくなっています。

過疎対策により、農村特有の良さを生かすとともに都市的手法を取り入れ各施策を計画的に推進した結果、一定の成果を挙げたと思われまます。しかし、少子高齢化や農村地域における過疎化の進行、基幹産業である農業の体質強化、若年労働者のための雇用の場の確保など、過疎地域特有の地域課題を抱えています。更には、今日の地方行財政環境の変化に対応した自治体経営が必要になっています。

豊かな農村資源を大切に、農村地域でありながら都市に隣接するという本町の地理的特性を生かしながら、住民参加のまちづくりを一層重視し、個性豊かで自立した地域社会を形成していく必要があります。

令和2年度から北斗・北成地区で、令和3年度からは中央地区で、地域課題を地域で解決する、持続可能な地域運営組織の展開に向けた取り組みを進めています。

ウ 社会経済的発展の方向

少子高齢化、安定的な雇用創出などの課題解決に向けて、地方へ新たな人の流れをつくり、まちの活力を取り戻すため国が進める「地方創生」のもと、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、町の実情に応じた創意工夫ある事業を積極的に進めていくことが重要です。ふるさとの魅力を十分に発揮し、豊かな自然、人のつながりや地域の活力などこれまで築き上げてきた大切な財産である「ふるさと鷹栖」を発展させていく必要があります。

本町が現在まで積み重ねてきた、一人ひとりの「笑顔」を大切にすまちづくりへの取り組みを大切に、あらゆる立場の町民、子どもからシニア世代まで一人ひとりの暮らしの希望を追求し、幸せを実感できる地域社会の実現を目指します。

本町は、「笑顔 幸せ みんなでつくる あったかす」を将来像に掲げ、次の5つを基本目標として定め、まちづくりを推進します。

① あらゆる世代が幸せを追求する 人が輝くまち

地域の課題を克服し、将来にわたって魅力ある地域を創り、持続していくためには、何より本町の強みである「人の力」を磨き上げ、より一層高めていくことが必要です。

あらゆる世代の町民が、それぞれのニーズに応じて学びと成長を実感でき、誰もがふるさとへの誇りと愛着を実感できる、人が輝くまちづくりを進めます。

② あらゆる人の希望に寄り添う 幸せな暮らしを実現するまち

あらゆる立場の人が互いに役割を持って生きがいや暮らしをつくっていく、地域共生社会の構築とともに、貧困や孤立といった課題にきめ細やかに、かつ包括的に寄り添い、誰一人取り残さない社会の実現が求められています。

妊娠期から出産、子育て、子どもから高齢者まで、ライフステージのあらゆる場面で希望を叶え、笑顔で過ごせるまちづくりを進めます。

③ あらゆる地域資源を活かす 幸せなしごとをつくるまち

豊かな自然環境と都市と隣接した優位性のある立地、長年にわたって培われてきた産業技術や文化的資源、風土とともに育まれてきた地域性など、鷹栖町の持つ潜在力は多くの可能性を有しています。

豊富な地域資源をあらためて磨き上げることで、多様性のある力強い産業を構築し、全ての人が豊かな地域資源の恵みを実感できるまちを目指します。

④ あらゆる安心を未来へとつなぐ 幸せな環境を持続するまち

人と人とのつながりを軸に、暮らしを支えるインフラ整備など、安全で安心できる暮らしを持続するための基盤となる環境整備は、現在はもちろん、未来をしっかりと見据えた継続性のある取り組みが求められます。

本町の魅力ある環境を守り育て、今この町に暮らす町民と未来のこの町に暮らす町民がともに、安心して生活を営むことができる環境を持続させていくという視点を持って、暮らしを支える基盤づくり、暮らしを豊かにする環境づくりを進めます。

⑤ あらゆる人が関係して高めあう 幸せな交流があるまち

まちづくりの参画総量を高めていくには、町内で仲間を広げる取り組みはもちろん、人口減少が進む近年では更に、域外に暮らしながらまちのファンとしてまちづくりに関わる「関係人口」の視点が重要であると言われています。

大小さまざまに、あらゆる世代や立場の人が関わりあい、その活動が連なって大きな輪となるように、町内外につながりづくりを進めます。

(2) 鷹栖町における人口及び産業の推移と動向

ア 人口の推移と今後の見通し

本町の人口推移を時系列的にみると、昭和 35 年 10,436 人以降、過疎化が進行し、昭和 45 年に過疎地域の指定を受けています。

昭和 30 年代後半以降の高度経済成長に伴う農村の若年労働力の流出や昭和 45 年以降米の生産調整の実施による離農転出により、昭和 40 年から昭和 50 年までの国勢調査では毎回 10%前後の減少を示しました。

昭和 55 年には過疎対策事業として推進した住宅団地造成等により一時増勢に転じましたが、昭和 60 年から再び緩やかな減少傾向になり、平成 7 年には 6,871 人、昭和 35 年に対し 34.2%の減少となりました。

過疎対策事業として宅地造成、公営住宅建設等を行った結果、平成 7 年以降、再び増勢に転じましたが、平成 21 年をピークに緩やかな減少を続けています。

年齢階層別人口の推移をみると 0～14 歳階層の年少人口は、昭和 55 年を除いて減少傾向でしたが、平成 7 年からは微増となっています。出生率にそれほど大きな変化はみられませんが、現在は減少傾向にあり将来における若年労働力の不足が依然として予測されます。

15～64 歳階層の生産人口も、長年続いた減少傾向には歯止めがかかり、平成 7 年から微増となっているものの、平成 13 年以降は緩やかに減少を続けており将来的にも減少が予測されます。

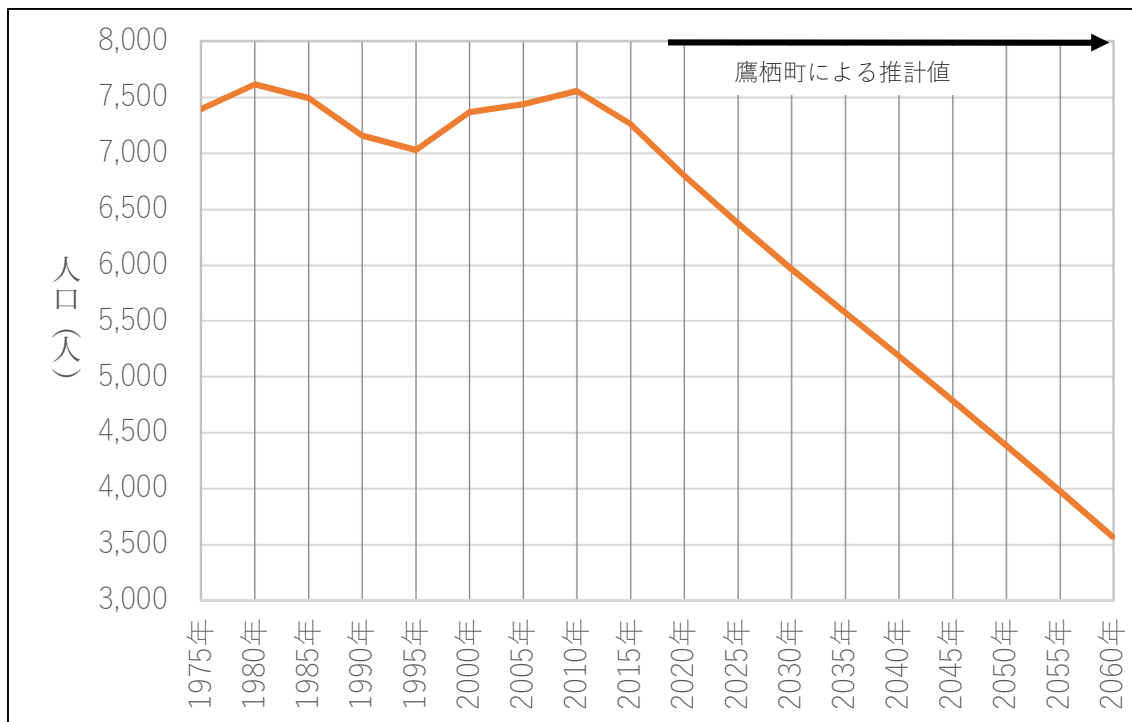
65 歳以上階層の高齢者人口は、実数において年々増加していることはもとより、全人口に対する構成比においても年々増加しており、高齢化が進行しています。

少子高齢型の人口構成は今後も続くことが見込まれます。更に、近年においては、市街地内の宅地造成地域に若年人口が集中する一方で、農村地域における人口の流出、高齢化が顕著で、過疎地の中の過疎化ともいえる現象が生じています。

表1-1(1) 人口の推移〈国勢調査〉

区 分	昭和 35 年		昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年		昭和 55 年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 10,436		人 9,279	△ 11.1	人 7,943	△ 14.4	人 7,130	△ 10.2	人 7,509	5.3
0 歳～14 歳	3,564		2,713	△ 23.9	1,950	△ 28.1	1,610	△ 17.4	1,631	1.3
15 歳～64 歳	6,354		6,030	△ 5.1	5,362	△ 11.1	4,774	△ 11.0	4,951	3.7
うち 15 歳 ～29 歳(a)	2,938		2,456	△ 16.4	1,975	△ 19.6	1,446	△ 26.8	1,477	2.1
65 歳以上 (b)	518		536	3.5	631	17.7	746	18.2	927	24.3
(a)／総数 若年者比率	% 28.2		% 26.5	—	% 24.9	—	% 20.3	—	% 19.7	—
(b)／総数 高齢者比率	% 5.0		% 5.8	—	% 7.9	—	% 10.5	—	% 12.3	—
区 分	昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 7,317	△ 2.6	人 6,930	△ 5.3	人 6,871	△ 0.9	人 7,165	4.3	人 7,261	1.3
0 歳～14 歳	1,515	△ 7.1	1,238	△ 18.3	978	△ 21.0	969	△ 0.9	1,037	7.0
15 歳～64 歳	4,771	△ 3.6	4,498	△ 5.7	4,484	△ 0.3	4,524	0.9	4,402	△ 2.7
うち 15 歳 ～29 歳(a)	1,247	△ 15.6	1,088	△ 12.8	1,120	18.0	1,152	2.8	942	△ 18.2
65 歳以上 (b)	1,031	11.2	1,194	15.8	1,409	2.9	1,672	18.7	1,822	8.9
(a)／総数 若年者比率	% 17.0	—	% 15.7	—	% 16.3	—	% 16.1	—	% 13.0	—
(b)／総数 高齢者比率	% 14.1	—	% 17.2	—	% 20.5	—	% 23.3	—	% 25.1	—
区 分	平成 22 年		平成 27 年							
	実数	増減率	実数	増減率						
総 数	人 7,345	1.2	人 7,018	△4.45						
0 歳～14 歳	1,159	11.8	1,040	△10.3						
15 歳～64 歳	4,214	△ 4.3	3,852	△ 8.6						
うち 15 歳 ～29 歳(a)	691	△ 26.6	693	0.29						
65 歳以上 (b)	1,972	8.2	2,126	7.8						
(a)／総数 若年者比率	% 9.4	—	% 9.87	—						
(b)／総数 高齢者比率	% 26.8	—	% 30.3	—						

表 1-1(2) 鷹栖町における増人口の推移と将来推計 (R2.3 人口ビジョン)



※2015年までの総人口は住民基本台帳より作成。2020年以降は鷹栖町推計値より作成。

イ 産業別就業人口の推移と動向

本町の産業は、農業を中心とする第1次産業を主産業としており、第2次産業として建設業や製造業等、第3次産業として小規模の商店が住民の日用雑貨品を販売している状況にあります。

産業別就業人口総数は、昭和35年から昭和50年までの間に1,775人30.7%と著しく減少した後、昭和55年に微増ながら増加傾向をみせましたが、再び緩やかな減少傾向を示しています。

第1次産業就業者は、農業就業者の減少によって昭和35年から平成27年までの間に4,330人85.4%と減少し、構成比も85.7%から18.8%へと減少が著しく、最近の若年労働力の他地域、他産業への流出により高齢化の傾向が顕著となっています。

第2次産業及び第3次産業の就業人口は、第1次産業とは対照的に増加し、構成比についても第2次産業が3.5%から13.4%、第3次産業が10.8%から67.8%と増加を示しています。これは、鷹栖町内での雇用増大というよりは、隣接する旭川市への通勤労働者が増加しているもので、このような都市依存の雇用環境は今後も続くものと予想されます。

なお、本町では自然的社会的条件の特性を活用した企業誘致や、町内2カ所に造成された工業団地への企業進出が進んだことによって、働く場の確保が図られてきましたが、雇用機会は依然として不十分であり、近年の経済状況をみても企業の経営状態は厳しい現状にあります。

表 1-1(3) 産業別人口の動向〈国勢調査〉

区 分	昭和 35 年		昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年		昭和 55 年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人		人	%	人	%	人	%	人	%
	5,787		5,057	△12.6	4,783	△ 5.4	4,012	△16.1	4,133	3.0
第 1 次産業 就業人口比率	%		%		%		%		%	
	85.7		79.4	—	73.4	—	63.0	—	48.4	—
第 2 次産業 就業人口比率	%		%		%		%		%	
	3.5		5.5	—	6.4	—	10.4	—	16.7	—
第 3 次産業 就業人口比率	%		%		%		%		%	
	10.8		15.1	—	20.2	—	26.6	—	34.9	—
区 分	昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
	3,992	△ 3.4	3,900	△ 2.3	3,790	△ 2.8	3,799	0.2	3,681	△ 3.1
第 1 次産業 就業人口比率	%		%		%		%		%	
	47.4	—	41.1	—	35.2	—	27.4	—	25.0	—
第 2 次産業 就業人口比率	%		%		%		%		%	
	13.4	—	15.9	—	18.0	—	19.2	—	15.3	—
第 3 次産業 就業人口比率	%		%		%		%		%	
	39.2	—	43.0	—	46.8	—	53.4	—	59.7	—
区 分	平成 22 年		平成 27 年							
	実数	増減率	実数	増減率						
総 数	人	%	人	%						
	3,471	△ 5.7	3,347	△3.6						
第 1 次産業 就業人口比率	%		%							
	20.9	—	18.8	—						
第 2 次産業 就業人口比率	%		%							
	13.8	—	13.4	—						
第 3 次産業 就業人口比率	%		%							
	65.3	—	67.8	—						

(3) 鷹栖町における行財政、施設整備水準等の現況と動向

ア 行政の状況

本町は明治 25 年 2 月に開村し、昭和 44 年 1 月 1 日町制を施行し、令和元年に町政施行 50 周年を迎え現在に至っています。

町の行政機構は、時代の変遷により機構改革が行われてきましたが、現機構は別図 1 のとおりとなっています。平成 9 年には窓口業務を 1 カ所で行う「お客さま窓口」を開設するとともに O A 化を推進し、行政サービスの効率化、迅速化を図っています。

また、広域行政については上川中部定住自立圏共生ビジョンの策定により広域的行政が積極的に進められており、上水道の浄水処理、下水道の汚水処理、し尿及び浄化槽汚泥の委託処理、介護認定・障害支援区分認定審査、旭川圏都市計画協議会などの事務が行われているほか、税の滞納整理や消防行政等についても広域で取り組んでいます。

更に、昭和 48 年には鷹栖町土地開発公社が設立され、公共用地の先行取得や、宅地造成事業なども行っています。

一方、住民自治組織は 44 あり、住民と行政のパイプ役として活発な住民運動が展開されています。近年は、地域において過疎過密化が生じ、一部自治組織の再編成が行われましたが、農村地域の自治組織においては、著しい高齢化により組織運営に支障をきたす現象が表れています。

別図1 鷹栖町行政機構図(令和3年4月1日)



※数値は人員です。()内数値は、兼務・併任又は派遣人員です。

イ 財政の状況

表 1-2(1) 市町村の行財政の状況

(単位：千円)

区 分	平成 12 年度	平成 17 年度	平成 22 年度	令和元年度
歳入総額 A	5,262,794	4,871,331	5,032,753	5,464,963
一般財源	3,730,892	2,994,999	3,162,183	3,203,709
国庫支出金	306,144	433,247	781,972	708,395
都道府県支出金	270,012	222,529	247,910	381,159
地方債	348,300	541,500	392,312	388,908
うち過疎対策事業債	87,600	121,000	110,887	104,508
その他	607,446	679,056	448,376	782,792
歳出総額 B	5,110,364	4,772,693	4,900,572	5,315,350
義務的経費	1,705,810	1,788,650	1,843,586	1,901,656
投資的経費	1,098,303	976,601	706,403	597,473
うち普通建設事業	1,091,123	975,762	706,403	595,218
その他	623,180	537,817	2,350,313	2,399,714
過疎対策事業費	865,237	805,999	389,611	476,717
歳入歳出差引額 C(A-B)	152,430	98,638	132,181	149,613
翌年度へ繰越すべき財源 D	7,008	145	13,454	2,818
実質収支 C-D	145,422	109,650	118,727	146,795
財政力指数	0.23	0.29	0.29	0.30
公債費負担比率	16.4	20.7	19.1	15.9
実質公債費比率	—	16.5	14.5	5.0
起債制限比率	4.3	9.7	—	—
経常収支比率	77.2	87.2	80.5	88.2
将来負担比率	—	—	62.7	31.6
地方債現在高	7,489,985	6,945,950	6,402,014	6,306,259

歳入総額は、平成 12 年度 5,262,794 千円に比べ令和元年度は 5,464,963 千円で 3.8%の増加となっています。一般財源が 527,183 千円の減少となっています。

地方交付税の歳入総額に対する割合は、平成 12 年度 52.0%、令和元年度 39.0%（臨時財政対策債を含めると 40.9%）と、依然として依存度が高い状況にあります。

地方債は 40,608 千円、11.7%の増加となっていますが、これは従来地方交付税で措置されていた財源に相当する臨時財政対策債 104,508 千円が含まれているためです。このような状況にあって、過疎債は 16,908 千円の増加を示し、施設建設をはじめとする社会資本整備事業の重要な財源となっています。

歳出面では、投資的経費が平成 12 年度と令和元年度を比べると 45.6%の減少となっており、これは農地基盤整備事業の終了が主な要因となっています。また、義務的経費については、11.5%の増加となっており、これは扶助費の増加が主な要因となっています。実質公債費比率は、平成 17 年度は 16.5%、令和元年度は 5.0%と 11.5%減少していますが、18%を超えると起債の許可が必要となり、25%を超えると一部の起債発行が制限されるため、今後も計画的な借入と償還により数値の健全化を図っていきます。また、経常収支比率は平成 12 年度の 77.2%に対して令和元年度は 88.2%と財政の硬直化が進んでいる状況にあります。

ウ 施設整備水準等の現況と動向

鷹栖町過疎計画に基づいて公共施設の整備が行われた結果、市町村道においては改良、舗装とも大幅に伸び令和元年度末で改良率 66.2%、舗装率 59.4%となり、集落間、市街地への時間距離が短縮されました。

また、北海道縦貫自動車道の整備に伴い、交通体系の変化に対応した道路交通網の整備が必要となっています。

農道については、道営農業農村整備事業における農業競争力強化基盤整備事業（経営体育成型）等により整備を進め、更に改良舗装整備を進めています。

林道については、森林総合整備事業により作業道を含めた林道網の整備を図っています。

上水道については、令和元年度末で 97.5%の普及率となりましたが、老朽管の布設替えを実施する必要があります。

水洗化率については、昭和 61 年に公共下水道の供用開始、平成 3 年より合併処理浄化槽の普及を積極的に促進した結果、99.3%となりました。今後も全町水洗化を目指し、公共下水道の加入促進及び合併処理浄化槽の普及啓発を図ります。

診療所は、本町内に民間の診療所が一軒のみで入院施設がなく、入院患者の多くは旭川市内の施設に依存しています。

小学校は、本町内に 5 校ありましたが、過疎化の進行に伴い、農村地域における 3 校が、平成 10 年、平成 13 年、平成 14 年にそれぞれ閉校となりました。

中学校は、昭和 58 年にそれまでの 2 校を統合し統合校舎を建設、老朽化した体育館を平成 17 年に建て替えました。

宅地造成事業により若年層の人口流入がみられる市街地部においては、幼児や学童の増加により、保育施設や教育関係施設等を計画的に整備しています。

表 1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和 45 年度末	昭和 55 年度末 (57 年度末)	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和元 年度末
市 町 村 道						
改 良 率 (%)	9.0	52.2	49.4	55.6	58.4	66.2
舗 装 率 (%)	1.0	31.3	38.2	45.4	51.1	59.4
農 道						
延 長 (m)	—	—	—	—	4,482	31,281
耕地 1 ha 当たり農道延長(m)	3.2	29.1	14.6	27.9	—	—
林 道						
延 長 (m)	—	—	—	—	3,300	3,300
林野 1 ha 当たり林道延長(m)	2.8	2.0	1.6	1.9	—	—
水 道 普 及 率 (%)	46.5	66.5	86.9	93.0	96.0	97.5
水 洗 化 率 (%)		(4.7)	32.6	77.1	85.5	99.3
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	1.4	—	—	—	—	—

(4) 地域の持続的発展の基本方針

この過疎地域持続的発展市町村計画は、鷹栖町総合振興計画を踏まえ、更に、新・北海道総合計画や上川中部定住自立圏共生ビジョンなどとの整合性をとりながら、計画的に過疎対策を推進し、人口減少対策、住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正などを図ります。

特に、本町のまちづくりのテーマである『笑顔 幸せ みんなでつくる あったかす』の実現に向けて、あらゆる地域資源を生かしながら、基幹産業である農業の魅力化と持続性の構築を推進するとともに、中心市街地の活性化に向けた取り組みや事業者支援、体験型の観光の推進など、商工業の発展と観光の振興に努めます。

また、豊かな自然環境の維持増進を図りながら、生活環境の維持管理を適切に進め、安全で安心な暮らしの実現に向け、地域団体と連携して、交通安全や防犯活動を推進します。

必要な保健医療体制及び子育て支援体制を確保するとともに、ライフステージに応じた効果的な健康づくりなど、健康教育の機会の充実を図ります。更に、教養、芸術、文化、スポーツの振興に取り組み、多様な学びと仲間づくりの機会を提供します。

住民の参加と連携によるまちづくりを進め、戦略的な情報発信に取り組みながら、移住定住の促進や関係人口の創出を促進し、先進的な地域社会の形成に向けた取り組みを住民参加により進めます。

このため、次のとおり地域の持続的発展の基本方針を定めます。

ア 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

①移住・定住の促進

町の暮らしと強みを磨き「住む人の姿に共感し、新たに地域に関わる人が増える」という、人の好循環を生み出して、地域へ参画する総量を増やすための移住促進に取り組みます。地域に増える空き家を貴重な資源と捉え、空き家の流動化を促進し、多様な活用方策の検討を進め、人の流れの創出につなげます。

②地域間交流の促進

中高生友好訪問団の派遣などの国際交流活動や、外国語指導助手を通じての国際理解活動の充実を図ります。また、「鷹」のつく市町との交流や小学生国内交流の充実を図るとともに、多分野にわたる交流を検討します。そのほか、ふるさと鷹栖を応援していただく「ふるさとサポーター制度」など、域外に居住しながらまちづくりを応援してくれる人材との関係を強化するとともに、都市圏在住の大学生や若者、企業等との接点を広げ、地域と継続してつながり、地域課題にコミットする仕組みづくりを進めます。

③人材育成

人口減少や高齢化の進行による担い手不足が深刻化し、集落機能が低下して集落自体の存続が懸念される地区が生じています。集落機能を維持するために地域を支える新しい担い手の育成を進めていく必要があります。

イ 産業の振興

①農林業の振興

農業者の体質強化とともに、安全で良質な「食」を安定的に生産・提供していけるよう生産性や品質の向上、地域の実情に応じた生産基盤の計画的な整備や産地体制の構築を図ります。

良好な農村環境を維持するために、農産物の直売や加工・販売等生産者の創意工夫を生かし、あらゆる農業者が安心して営むことができる環境づくりを進めます。

森林の持つ多面的機能を活用し、災害に強い森林づくりを推進するとともに、二酸化炭素の吸収源としての機能を発揮させるため、着実な整備及び保全を総合的に推進します。

②商工業の振興と企業誘致

少子高齢化や消費者のニーズの変化等、商業を取り巻く環境変化に対応し、利便性などを備えた魅力ある商工業の振興、中小企業の経営基盤の強化や地元購買力の向上を図ります。

本町の自然的、社会的条件の特性を十分に活用した特色ある企業誘致を展開し、雇用機会の増大と所得の安定に努めます。

③地場産業の振興と起業の促進

地域の特性や創意工夫を生かすとともに、農商工等の連携による起業や地元農産物の活用（地産地活）を推進して地域の活力を高めます。

また、起業を支援するため金融措置などを講じ、雇用機会の創出と人材の育成を図ります。

④観光・レクリエーション

地域住民の交流、都市との交流を推進するため、自然を生かした観光・レクリエーション施設の整備を、町民参加のもとに進めます。

ウ 地域における情報化

①情報化の推進

情報化の進展に対応したまちづくり情報の提供やシステムづくりを進めるとともに、情報通信技術の進歩・普及に伴い、高度情報化社会に対応した情報環境の整備に取り組みます。

エ 交通施設の整備、交通手段の確保の促進

①町道、農道の整備

地域産業の振興、町民生活の利便性の向上を目指し、人と車が安心して利用できる生活道路の整備充実を図ります。また、本町は旭川市に隣接し、北海道縦貫自動車道へのアクセスポイントでもあることから、道北地域の交通ネットワークの一部として機能している町内幹線道路の整備充実を図ります。

②交通確保対策

民間バスとの連携強化を図るとともに町営バスを効率的に運行し、利便性を考慮した公共交通の確保を推進します。

また、冬期間においては、安全で快適な交通体制を確保するため、気象条件を踏まえた道路整備や除排雪に努めます。

オ 生活環境の整備

①上・下水道施設の整備

上水道の安全・安定供給を推進するとともに、下水道や合併処理浄化槽の整備を推進し地域環境の保全に努めます。

②ごみ対策の推進

環境との調和を図り循環型社会を実現するため、ごみの減量化やリサイクルを推進するとともに、廃棄物の適正処理の推進に努めます。

③消防・救急体制の整備

消防・救急・救助体制及び設備の整備充実を図り、安心して暮らせる環境づくりを進めます。

④住宅環境の整備

うるおいのある暮らし、安全な住まいづくりを進めるため、耐震性や省エネルギー等住宅の基本性能の向上、定住化促進のため居住環境の整備や住宅建設等における助成など総合的な住環境の充実を図ります。

カ 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

①子育て環境の確保

少子化や核家族化の進展など、子どもたちを取り巻く環境の変化と子育てに関するさまざまなニーズに対応し、安心して産み育てやすい環境と安全な子どもたちの居場所づくりの充実に努めます。

②高齢者等の保健・福祉の向上

住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を図り、社会参加・社会的役割を持つことが生きがいや介護予防につながることから、健康づくり活動の充実に努めます。

キ 医療の確保

①地域医療の充実

旭川市内の医療機関との連携強化により地域医療の充実を図ります。

ク 教育の振興

①小・中学校教育の振興

地域の特色を生かしながら、基礎的・基本的な学力の定着を図り、子どもの思考力や判断力、表現力を育むことのできる教育活動を進めるため、教育環境の整備を進めます。

②集会施設、体育施設、社会教育施設等の充実

各世代のさまざまなニーズに応えた学習機会を提供し、生涯を通して自由に学ぶことができる環境づくりに努めます。

また、年代層に合わせたスポーツ・レクリエーションの振興を図り、多くの人が楽しみ

る施設整備を進めます。

ケ 集落の整備

地域の特色を生かし、住民自らの手による地域づくり活動を推進するとともに、住民参加のまちづくりを実現するため、地域自治組織の在り方についての検討を進めます。

コ 地域文化の振興等

優れた芸術や文化に接する機会を多く提供するとともに、新しい地域文化の創造や伝統文化の未来継承など、創造性豊かな人材を育成し、心の豊かさの充実を図ります。

ふるさとの学習と文化活動を推進する環境整備を進めます。

サ 再生可能エネルギーの利用の推進

本町の雄大な自然景観や農村景観の魅力を高めるとともに、自然エネルギー・省エネルギーの推進、地球温暖化対策など環境に配慮した、低炭素社会づくりに向けた取り組みを推進します。

シ その他地域の持続的発展に関し必要な事項

①行財政改革・住民参加のまちづくりの推進

小規模自治体を取り巻く環境の変化に対応した効率的な行財政運営と、住民参加の理念に基づく、自主・自立のまちづくりを進めます。

②安全安心の推進

地震や風水害の自然災害や事故災害被害を防止・軽減し安心して暮らすことができるよう、関係機関と連携を図りながら、総合的な防災体制などを強化し、危機管理体制の充実に努めます。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

基本方針に基づき、目指すべき将来の方向性を踏まえ、5つの基本目標の実現を目指します。

「笑顔 幸せ みんなでつくる あったかす」の実現に向けた5つの基本目標

- ・あらゆる世代が幸せを追求する人が輝くまち
- ・あらゆる人の希望に寄り添う幸せな暮らしを実現するまち
- ・あらゆる地域資源を活かす幸せなしごとをつくるまち
- ・あらゆる安心を未来へとつなぐ幸せな環境を持続するまち
- ・あらゆる人が関係して高めあう幸せな交流があるまち

ア 人口目標

鷹栖町人口ビジョンに基づき設定した鷹栖町まち・ひと・しごと創生総合戦略の目指すべき将来の方向性を踏まえ、次の指標により将来人口を展望します。

目標指標	目標値（令和7年度）	達成年度
20歳から49歳までの人口	1,726人以上	令和7年度時点
社会増減の5年間平均値	△40人以下	令和7年度時点
出生数	160人	令和3～令和7年度の累計

イ 財政力に関する目標

鷹栖町行財政改革プランに基づき設定した評価・検証の成果指標を踏まえ、次のとおり目標を設定します。

目標指標	目標値（令和7年度）	現状（令和元年度）
実質赤字比率	黒字	黒字
連結実質赤字比率	黒字	黒字
実質公債費率	9.1%	5.0%
将来負担比率	41.2%	31.6%
財政調整基金残高	標準財政規模の15%以上	5.2億円
徴収率の向上	99.0%以上	99.4%

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

鷹栖町まち・ひと・しごと創生総合戦略における鷹栖町地方創生戦略策定会議による外部評価を行い、その結果を公表します。そのほか、行財政改革推進委員会による外部評価（中間・最終年度）、企画財政部門による内部評価・点検（毎年度）を行います。

(7) 計画期間

この計画は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5カ年間とします。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

ア 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

本町では、平成 29 年 3 月に鷹栖町公共施設等管理計画（以下、基本計画という。）を策定し、公共施設の基本的な管理方針を示すとともに、令和 3 年 3 月に策定した鷹栖町個別施設計画においては、基本計画における方針・基準等を具体化したより詳細な実施基準や今後の検討の枠組みを定めました。

基本計画では、安全・安心で次世代に負担をかけない最適な公共施設等の配置を目指し、公共施設（建物）とインフラ施設（道路・橋梁等）それぞれに基本方針を定めています。

①公共施設（建物）

- ・機能の複合化等による効率的な施設配置
- ・施設総量の適正化
- ・予防保全の推進
- ・計画的な長寿命化の推進
- ・長期的費用の縮減と平準化
- ・維持管理費用の適正化
- ・民間活力の導入

②インフラ施設（道路・橋梁等）

- ・社会構造変化に対応した適正な供給
- ・長寿命化の推進
- ・維持管理費用の適正化
- ・民間活力の導入

イ 本計画との整合性

本計画においても、基本計画における基本的な考え方に基づき、公共施設（建物）及びインフラ施設（道路・橋梁等）について整合を図りながら、過疎地域対策事業を適切に推進します。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

ア 移住・定住の促進

本町の移住施策は、外向けの発信に重きを置くのではなく、地域に暮らす人が幸せに輝くことを大切にして事業を推進してきました。住む人の姿に共感し、新たに地域に関わる人が増える調和のとれたコミュニティを目指す姿として鷹栖町版C C R C構想を掲げ、新たな人の流れの創出につなげています。

一方で、今後の10年間は更に人口減少が見込まれ、人の移動を伴う移住施策だけでは限界があることから、都市部に暮らしながらも地方と継続的に関わる仕組みづくりを進め、地域力を高めていく必要があります。

イ 地域間交流の促進

多様な地域、人々との交流には、相互の友好を深め、見聞や視野を広げ、能力を高める効果があります。

本町の国際交流活動については、平成3年より国際交流アシスタントの招致、中学生友好訪問団の派遣・受入れを行っており、平成7年にはオーストラリア・ゴールドコースト市との姉妹都市提携がされました。

国内交流については、「鷹」のつく市町との交流を行っていることから、平成8年度より、長崎県松浦市（旧鷹島町）との小学生相互交流事業に取り組んでいます。

このように本町では、住民、特に未来を担う青少年に、国内外を知る機会を提供し、広い視野やアイデンティティを持った人材の育成を継続的に努めてきました。

また、ふるさと鷹栖を応援していただく「ふるさとサポーター制度」や学生に就業体験の機会を提供するインターン制度、移住体験ツアー、新規就農者の事前農業体験など、町外からまちに訪れ、まちを応援し、まちづくりに関わる「関係人口」を創出する取り組みを推進しています。

今後も、人的・文化間交流の充実を図りながら、本町の資源を生かした交流活動を進める必要があります。

ウ 人材育成

人口減少や高齢化の進行による担い手不足が深刻化し、集落機能が低下して集落事態の存続が懸念される地区が生じています。集落機能を維持するために地域を支える新しい担い手の育成を進めていく必要があります。

(2) その対策

ア 移住・定住の推進

① 鷹栖町の魅力をホームページ、SNS、移住相談会や関係人口創出イベントで発信し、移住希望者のための情報提供を進めるとともに、相談窓口を継続して設置します。

② 空き家・空き地バンクの更なる周知を行い、登録数の増加を図るとともに移住者の受入

れ態勢の整備を推進します。

- ③ 住宅建築支援事業及び定住促進空き家改修支援事業を引き続き推進し、移住者の定住を促進するとともにまちの活性化を図ります。

イ 地域間交流の促進

- ① 国内外交流の推進など地域間交流を充実させ人材育成を図ります。
- ② 農業資源等を生かして、グリーンツーリズムやワーキングホリデー、移住体験の受入れなど、都市部住民との交流や関係人口を増やし、地域の活性化を図ります。

ウ 人材育成

- ① 地域おこし協力隊をはじめとした外部人材を積極的に活用し、地域力の向上を図ります。
- ② それぞれの地域にあった課題を解決するため、住民の力で解決していく新たな地域運営体制を構築し、さまざまな知識を学ぶ機会を提供することにより、次世代の地域づくりを担う人材の確保、育成に取り組みます。
- ③ 農業協同組合等の関係機関と連携して就農支援制度の充実を図り、新たな農業の担い手の確保と育成を推進します。
- ④ 福祉関係専門職やボランティアなどの福祉人材の確保、育成に努めます。

(3) 計 画

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業			
	移住・定住	ふるさと鷹栖活動推進事業 (事業内容) ふるさとサポーター登録 ふるさと通信 ふるさとまちづくり応援基金積立金 関係人口プラットフォームの運営 (必要性) ふるさと鷹栖とつながりを深め、まちづくりに協力する環境を整えることが重要です。 (効果) まちづくりに関わる関係人口の創出が期待できます。	町	

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業			
	移住・定住	<p>定住促進対策事業</p> <p>(事業内容)</p> <p>移住定住希望者への相談窓口の設置、移住体験支援 定住のための住宅建築にかかる費用の一部を助成 移住体験住宅の運営・整備</p> <p>(必要性)</p> <p>移住・定住者への支援を行い、人口減少の緩和を図る必要があります。</p> <p>(効果)</p> <p>本町への移住者・定住者の増加が期待できます。</p>	町	
		<p>空き家対策事業</p> <p>(事業内容)</p> <p>空き家改修に係る費用の一部を助成</p> <p>(必要性)</p> <p>空き家を貴重な資源と捉えて流動化を促進することが重要です。</p> <p>(効果)</p> <p>問題となる空き家の減少と移住定住の増加が期待できます。</p>	町	
	地域間交流	<p>国内・国外交流活動事業</p> <p>(事業内容)</p> <p>姉妹都市交流 外国語指導助手招致 松浦市国内交流</p> <p>(必要性)</p> <p>町民が幅広い知識を持ち、地域づくりに貢献するため、国内・国外交流を促進することが重要です。</p> <p>(効果)</p> <p>地域間交流の促進により、魅力ある地域づくり、人づくりが期待できます。</p>	町	

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 人材育成	<p>地域おこし対策事業</p> <p>(事業内容)</p> <p>地域おこし協力隊を活用した地域コミュニティ活動への支援</p> <p>(必要性)</p> <p>少子高齢化により、担い手不足が深刻なことから、地域の活性化を図る必要があります。</p> <p>(効果)</p> <p>地域への定住が見込まれ、新たな担い手の確保・育成が期待できます。</p>	町	
		<p>持続可能な地域形成推進事業</p> <p>(事業内容)</p> <p>地域課題を地域の力で解決する地域運営組織の形成と担い手人材の育成</p> <p>(必要性)</p> <p>人口減少、高齢化に対応した持続可能な地域運営を実現するため、地域の課題解決力を高める必要があります。</p> <p>(効果)</p> <p>住民自らの手で課題を解決する仕組みにより、集落での生活が持続的でより魅力あるものとなります。</p>	町	
		<p>新規就農者等確保対策事業</p> <p>(事業内容)</p> <p>新規就農者・農業後継者への支援</p> <p>(必要性)</p> <p>本町の農業振興を図るため、新規就農者等を確保する必要があります。</p> <p>(効果)</p> <p>支援により、新規就農者・農業後継者を確保することが期待できます。</p>	町	

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業			
	人材育成	福祉人材確保推進事業 (事業内容) 介護職員の初任者研修 奨学金の補助 外国人福祉人材育成奨学金 (必要性) 今後も増加が見込まれる高齢人口に対応するためには介護人材の確保を充実強化する必要があります。 (効果) 介護人材を確保することにより充実した生活支援サービスを提供することができます。	町	
	基金積立	基金積立事業		

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合
該当なし

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 農林業の振興

① 農業経営

本町の農業は、気象条件、土地条件に恵まれた道内屈指の水稻農業地帯として発展してきました。

しかし、農家戸数の減少や後継者不足、就業者の高齢化などの生産構造の脆弱化が懸念される状況にあり、過疎化の進行など農村地域の活力の低下が大きな問題となっています。また、農産物価格の低迷による収益の大幅な低下、環境問題や食品の安全性に対する関心の高まりなど、新たな課題への対応が求められています。

こうした状況の中で、水稻については、作付面積、生産量ともに安定しており農業算出額も高く、収量も安定しています。品質については「ななつぼし」や「ゆめぴりか」などの良食味品種の作付けが増加し競争力のある売れる米づくりが進んでいます。

しかし、経営所得安定対策の見直しや国による米の生産数量目標の廃止による府県産米などとの競争の激化が予想されることから、より一層「安全でおいしい付加価値のある米づくり」を推進する必要があります。

麦・大豆などの土地利用型作物の作付けにあたっては、安定生産のための水田汎用化の促進、輪作を基本とした団地化、土地利用の集積などにより、収益性の高い農業経営を確立することが課題となっています。

施設園芸においては、担い手農家を中心に高収益性の作目、作型を発展させ、地域として産地化を図る必要があります。

表 2-1(1) 農家戸数の推移

(単位：戸、%)

区分	昭和45年		昭和55年		平成2年		平成12年		平成22年		平成27年		
	戸数	増減率	戸数	増減率	戸数	戸数	戸数	増減率	戸数	増減率	戸数	増減率	
農家戸数	1,266	—	1,071	△15.4	862	△19.5	575	△19.5	393	△14.9	283	△14.9	
専業	744	—	228	△69.4	204	△10.5	155	△1.3	161	0.6	200	0.6	
1種兼	400	—	572	43.0	441	△22.9	285	△22.1	121	△40.7	41	△40.7	
2種兼	122	—	271	122.0	217	△19.9	135	△29.3	111	13.3	42	13.3	
構成比(%)	専業	58.8	—	21.3	23.7	23.7	—	27.0	—	41.0	—	70.7	—
	1種兼	31.6	—	53.4	51.1	51.1	—	49.5	—	30.8	—	14.5	—
	2種兼	9.6	—	25.3	25.2	25.2	—	23.5	—	28.2	—	14.8	—
主業農家率	90.4	—	74.7	—	74.8	71.8	76.5	—	71.8	—	85.2	—	

資料：農林業センサス

表 2-1(2) 年齢別農業就業人口の推移〈150日以上の従事者〉(単位：人、%)

区 分	昭和 45 年		昭和 55 年		平成 2 年		平成 12 年		平成 22 年		平成 27 年	
	従事者	構成比	従事者	構成比	従事者	構成比	従事者	構成比	従事者	構成比	従事者	構成比
16 歳～29 歳	602	23.0	102	9.2	24	2.4	60	5.3	21	3.1	21	3.6
30 歳～59 歳	1,867	71.3	862	77.6	730	73.7	467	41.3	248	36.2	195	33.2
60 歳以上	151	5.7	147	13.2	237	23.9	603	53.4	415	60.7	371	63.2
計	2,620	100.0	1,111	100.0	991	100.0	1,130	100.0	684	100.0	587	100.0

資料：農林業センサス ※昭和 45 年～平成 7 年については、年齢区分別農業従事者の推移

表 2-1(3) 経営規模別農家戸数の推移 (単位：ha、%)

区 分	昭和 45 年		昭和 55 年		平成 2 年		平成 12 年		平成 22 年		平成 27 年	
	戸 数	構成比	戸 数	構成比	戸 数	構成比	戸 数	構成比	戸 数	構成比	戸 数	構成比
総 数	1,266	100.0	1,071	100.0	862	100.0	575	100.0	393	100.0	295	100.0
例 外 規 定			2	0.2	1	0.1					4	1.4
0.1～ 0.9	97	7.7	61	5.7	82	9.5	35	6.1	35	8.9	24	8.1
1.0～ 2.9	329	26.0	289	27.0	171	19.8	82	14.2	63	16.0	32	10.9
3.0～ 4.9	649	51.2	428	39.9	262	30.4	157	27.3	70	17.8	44	14.9
5.0～ 9.9	186	14.7	260	24.3	260	30.2	154	26.8	79	20.1	55	18.6
10.0～19.9	5	0.4	27	2.5	70	8.1	115	20.0	97	24.7	82	27.8
20.0～29.9			3	0.3	12	1.4	23	4.0	33	8.4	35	11.9
30.0～			1	0.1	4	0.5	9	1.6	16	4.1	19	6.4
1 戸 平 均 経 営 耕 地 規 模	3.5		4.1		5.2		7.6		9.9		8.7	

資料：農林業センサス

②生産基盤

本町の水田は昭和 41 年からの道営、団体営のほ場整備事業により、2,626ha が農道、用排水の完備した水田に区画整理され、大型農機具の導入や幹線農道の改良により農業の近代化が急速に進展しました。

平成 9 年からは、土地利用型農業のコスト低減や経営の体質強化などを図るため、大区画(1ha 程度)ほ場整備事業を実施しており、平成 20 年度までに 852.7ha が完了しています。また、平成 26 年度から国営緊急農地再編整備事業による大区画(標準区画 2.2ha)ほ場整備 690.81ha が実施されています。

農業用施設については、野菜ハウス導入支援や農業情報システム、土壌・食味分析施設の整備、更には民間による広域のカントリーエレベーターが本町に建設されるなど、良質・高品位農産物の生産による有利販売や情報化による経営の合理化を図ってきていますが、今後も生産基盤の整備が必要となっています。

③担い手の育成確保

農家戸数の減少と農業従事者の高齢化による労働力不足は深刻な課題です。また、担い手農業者への農地集積についても、受け手不足の現状では多団地化した農地の解消に苦慮しています。

このため、平成7年から新規就農者確保対策事業を展開し、担い手の育成確保を進めています。また、平成30年には、鷹栖町農業交流センター「あったかファーム」を整備し、新規就農者への就農支援を進めています。今後においても担い手の育成確保を推進するとともに、農業生産法人の育成や新規参入などによる労働力の確保、農地の集積、集約化を進める必要があります。

また、女性農業者や高齢者の活動支援を進めることも重要になっています。

④安全な食の生産と提供

近年の消費者の食料に対する安全性や環境問題に対する関心の高まりに伴い、安全な農産物を求める声が強まっており、環境との調和を図りながら消費者ニーズに即した農産物の生産を推進することが課題となっています。

このため本町では、農薬や化学肥料の使用を必要最小限に抑え、環境との調和したクリーンな農産物を生産する基盤づくりを進めており、今後も継続して推進する必要があります。

⑤林業の振興

本町の森林面積は、町内総面積13,942haの45.0%、6,272haを有しています。

森林は国民生活の基礎的資材である木材を提供する場としてはもとより、環境問題の高まりから公益的多面的機能の保全や活用が大きく期待されています。

これらの機能を効果的に発揮させるため、人工造林、保育事業などの森林施業を計画的に整備、管理する必要があります。

イ 商工業の振興と企業誘致

本町の商工業者は、経営基盤の弱い小規模事業者が大半を占めています。また、近年の車社会や消費者ニーズの多様化に伴い、隣接する旭川市への購買力の流出が著しい状況にあります。

このため、商業活動の基盤となる商工会の指導体制強化や、商店の経営体質の改善を進めるとともに新規開業を支援し、購買力の流出防止に努める必要があります。

また、北海道縦貫自動車道旭川鷹栖IC及び旭川北ICや旭川空港への至近距離性などの交通条件を生かし、民間による流通業系の工業団地や町土地開発公社による製造業系の工業団地を造成、平成20年には拡張を行いました。また、積雪寒冷地という自然条件を生かし本田技研工業(株)などの企業誘致を果たしました。

今後は、交通アクセスの利便性など、本町の持つ地理的優位性を生かし、社会経済情勢や企業の需要を見極めながら、企業誘致を進め、新たな産業構造の形成と就業機会の創出・増大を図る必要があります。

ウ 地場産業の振興と起業の促進

本町のトマトジュース「オオカミの桃」は、健康づくりと農産物の有効活用を目的として製造が始まり、昭和 61 年には(株)鷹栖町農業振興公社を設立して販売体制を整備し順調に推移していましたが、近年は生産者の高齢化などにより生産量が減少傾向にあります。今後は原料の確保に努め、安定生産に向けた取り組みが重要です。

平成 8 年に建設した農産加工施設「四季の里」では、農作物の高付加価値化や特産品の開発支援など地場産業の育成に努めています。

このように地域資源の有効活用や、創意工夫を生かすため、産業間の連携に配慮するとともに、金融措置など起業への支援、販売促進活動の推進が必要となっています。

エ 観光・レクリエーションの促進

最近における社会情勢の変化は、心の豊かさを求める社会へ移行していくものと予想されており、観光・レクリエーションなどが日常生活の中で不可欠なものとなっています。

また、高速自動車道の整備をはじめ、交通網の整備やモータリゼーションの発達により、行動範囲の拡大、時間距離の短縮など、行動内容は多様化の傾向にあります。

しかし、観光資源に乏しい本町では、ほとんどの住民がその資源を求めて町外に流出しており、町外からの流入も 3 カ所のゴルフ場と 2 カ所のパークゴルフ場などの点的な施設にとどまっています。

このため、馬蹄状に連なる山々を起点に、うるおいや安らぎのある農村景観の活用など、資源の発掘に努めていく必要があります。

町の北西部に位置する約 58ha の総合公園「パレットヒルズ」において、自然を大切にしたい公園づくりが進められています。

自然環境に対する社会的な関心が高まる中、町内外の人々の余暇と交流の場として整備に取り組んでいく必要があります。

(2) その対策

ア 新たな力の農業への参入を促すとともに、農業後継者の育成確保と配偶者対策、新規就農希望者の就農支援に努めます。

イ 農業者の体質強化と自立した農業経営を推進し、地域農業の担い手となる認定農業者等や農業生産法人の育成・支援に努めます。

ウ 認定農業者等担い手に対する農用地の利用集積及び生産基盤の整備など各関係機関・団体と一体となって推進支援に努めます。

エ 安全、安心な農産物の生産を進め、消費者と農業者の交流を促進する取り組みを推進します。

オ 野焼き防止、農薬飛散防止、更にはクリーン農業の推進など環境と調和した農業・農村の構築に努めます。

カ 森林の持つ他面的機能を発揮させるため、森林整備計画と森林施業計画に基づき整備に取り組めます。

キ 商工業振興のため、商工業者に対する経営相談、経営改善普及事業などの商工会の事業を

支援し、中小企業者の経営安定振興を図ります。

ク 中小企業者の経営安定や設備投資に対する融資を支援し、経営基盤の強化を図ります。

ケ 鷹栖工業団地などへの企業誘致活動を推進し、雇用の創出と地元経済の向上に努めます。

コ 地場製品の販売促進を図るため道内外への販路開拓に努めます。

サ 豊かな地域資源・特性の活用、発掘を図ります。

シ 本町及び定住自立圏域の自治体各々が保有する強みやノウハウを共有し、特産品開発や販路拡大等に向けた取り組みを強化することで魅力ある産業の形成と地域づくりを図ります。

ス 税制優遇制度の積極的な情報提供を行い、産業振興促進業種の設備投資を促進します。

(3) 計 画

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備			
	農業	国営緊急農地再編整備事業 整備事業	国	
		道営土地改良事業 暗渠排水・区画整理 用排水整備	道	
	林業	豊かな森づくり推進事業 新植 56ha	町	
		町有林整備事業 除間伐 60ha 下刈 40ha 作業路補修 24,030m 林道補修 3,300m 皆伐 5ha 再造林 5ha	町	
	(9) 観光又はレクリエーション	パレットヒルズ整備事業 整備工事 パレットヒルズ管理事業 桜の杜、パークゴルフ場、 キャンプ場 安全・安心公園整備事業 リニューアル、樹木剪定 遊具安全対策	町	
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業	農林業育成振興事業 (事業内容)	町	
	第1次産業	生産基盤整備 農業関係団体支援 経営所得安定対策 農家等への利子補給 農村環境対策 農地集積		

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
		多面的機能支払事業 米、野菜等生産振興対策 民有林振興 (必要性) 本町の農業振興のため、農業者等の育成や体質強化、生産振興対策などによる1次産業の活性化が重要です。 (効果) 活気と魅力ある産業、生産性や品質の向上などが期待できます。	町	
	商工業・6次産業化	商工業、企業誘致等振興事業 (事業内容) 地域消費活性化 商工団体等活動支援 新規開業支援 中小企業等利子補給 企業誘致活動 雇用機会創出 観光団体活動支援 イベント推進事業 (必要性) 経営基盤の弱い小規模事業者が多い本町では、中小企業や商工団体等の育成・強化を推進する必要性があります。また、雇用創出のため企業誘致活動を進めることも重要な課題です。 (効果) 中小企業者の経営安定や雇用の創出と地元経済の発展が期待できます。	町	
	基金積立	基金積立事業	町	

(4) 産業振興促進事項

産業振興促進区域	業種	計画期間	事業内容	備考
鷹栖町全域	製造業 旅館業 農林水産物等販売業 情報サービス業等	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	上記(2)(3)のとおり	

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

農道や農業用排水路については、適切な維持管理に努め、土地改良事業等を活用しながら計画的な改修を進めます。また、実施については北海道及び上川総合振興局と連携します。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

本町の情報通信網は、光回線未整備の農村部における対策として、無線インターネット接続（FWA）の推進により、情報化が進められてきました。光回線による高速インターネット接続環境は、主に市街地に限られており、光回線未整備地域の解消が課題でしたが、コロナ禍において、働き方や消費活動などの価値観が大きく変容しました。都市部から地方に向けられる期待度の高まりやICTの活用が一気に加速したことを受け、令和3年度中に町内全域に光ファイバ網を敷設し、高速通信が可能なブロードバンド環境整備を行います。

今後は、国が示した「自治体DX推進計画」に則して、より住民サービスの向上に寄与する行政のデジタル化実現に取り組む必要があります。デジタル技術を活用した施策の展開として、移住定住やワーケーションへの取り組み、オンラインによる相談業務、農業・教育IoT、コワーキングスペース、テレワーク、ソーシャルビジネス促進等が期待できます。しかし、高齢者を中心に未だにICTを利活用できていない町民も多く、町民間の情報格差（デジタル・デバイド）が広がることも懸念され、デジタル利活用能力の育成が求められます。行政サービスのオンライン化や地域でのデジタル利活用の支援を行うことで、地域主体のまちづくりが加速することも期待できます。

(2) その対策

ア ICT・IoT・AI・RPA・マイナンバーカード等の活用による行政のデジタル化を推進します。

イ 世代に応じた情報格差の是正に努めます。

ウ デジタル技術を活用する人材育成等、ハード・ソフト両面から効果的な施策を推進します。

(3) 計画

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における情報化	(1)電気通信施設等情報化のための施設			
	その他	地域情報化推進事業 町内インターネット環境整備	町 民間事業者	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	地域情報化推進事業		
	情報化	地域社会のデジタル化	町	
	デジタル技術活用	デジタルデバイド対策	町	
	基金積立	基金積立事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

該当なし

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

ア 町道・農道の整備

住民生活の安定と福祉の向上、時間距離短縮による地域間交流の促進を図るため、生活や産業に関連する道路網の整備は重要な課題となっています。

本町における道路網は、国道がないため道道が主要幹線道路となっており、改良率100.0%、舗装率99.8%に達していますが、老朽化が進行しているため道路の長寿命化や通学路の安全確保などが望まれています。

町道については、改良率66.2%、舗装率59.4%となっており、全道平均の改良率72.3%、舗装率65.1%を下回っています。

交通安全施設としての歩道整備は、道道25.8km、町道58.4kmが設置されています。

北海道縦貫自動車道は、平成15年度に深川～旭川鷹栖間の完全4車線化、士別剣淵ICまでの区間が供用開始されており、今後の交通体系の変化に対応するため、将来の道路整備計画を明らかにするとともに、通学路や主要幹線道路、市街地内道路の拡幅、歩道の設置、道路案内標識などの整備を促進する必要があります。

橋りょうについては、道道橋25橋、町道橋151橋の全橋が永久橋になっていますが、大型車両の通過の増加や老朽化しているため、架け替え等の整備を行う必要があります。

表3-1(1) 道路・橋りょうの状況〈令和2年4月1日現在〉

区分	路線数	実延長	改良		舗装		歩道		橋りょう				交通不能延長
			延長	改良率	延長	舗装率	延長	歩道率	永久橋		木橋		
									箇所	延長	箇所	延長	
道道	6	m 44,819	m 44,819	% 100	m 44,749	% 99.8	m 25,835	% 57.6		m 785	-	m -	m -
町道	249	252,617	167,401	66.2	150,163	59.4	58,382	23.1	151	1,904	-	-	625
計	255	297,436	212,220	71.3	194,912	65.5	84,217	28.3	178	2,689	-	-	625

イ 交通確保対策

本町の公共交通は、民間と平成元年に始めた町営によるバス交通に支えられています。

この間、路線や運行の見直しを行い、利用者の足の確保を図ってきました。今後、バス利用者の増加は多く見込めない状況にありますが、民間の輸送機関と連携しながら、運行方法の改善を図り、効率的で効果的な交通体系が必要とされています。

また、積雪の多い本町にとって、冬季間の交通確保は極めて重要であり、特に、生活様式が多様化や少子高齢社会を迎える中で除排雪に対する要望が多様化しているため、除排雪体制の整備を充実する必要があります。

表3-1(2) バス路線

路線名		区 間	運行回数	備 考
町 営 バ ス	中央・北成線	中 央 ・ 北 成	10 回	
	北斗・知遠別線	北 斗	10 回	
道 北 バ ス	鷹 栖 線	旭川駅 ~ 鷹栖市街地	38 回	北野経由
		旭川駅 ~ 鷹栖市街地	9 回	実業高校経由
	東鷹栖線	旭川駅 ~ 13線16号	14 回	
	江丹別線	旭川駅 ~ 江丹別	7 回	

(2) その対策

- ア 幹線道路は、将来的な道路交通網を見据えながら、安全性や利便性の向上を図ります。
- イ 生活道路は、産業経済の振興、公共施設などへの連絡道路としての道路環境づくりを進めます。
- ウ 交通安全施設の安全確保や快適性を最優先に整備を進めます。
- エ 住民力を生かした持続可能なインフラの維持管理に努めます。
- オ 自然環境と減災に配慮した河川の整備に努めます。
- カ 生活路線の円滑な除排雪の推進を図り、安全安心な冬の生活環境づくりに努めます。
- キ 町民の足として地域の実情に合わせた公共交通体系の確立に努めます。

(3) 計 画

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の 整備、交通手 段の確保	(1)市町村道			
	道路	北野工業団地1号道路事業 L=310m	町	
		15線道路舗装事業 (7~8号) L=320m W=5.5m	町	
		20線道路舗装事業 (道道鷹栖江丹別線~13号) L=920m W=5.0m	町	
		14号道路舗装事業 (17~18線) L=550m W=5.5m	町	
		19線道路舗装事業 (16号~17号) L=380m W=5.0m	町	
		専証寺通り舗装事業 L=160m W=5.0m	町	

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1) 市町村道			
	道路	9号外6路線歩道整備事業 L=3, 140m	町	
		5号外28路線舗装修繕事業 L=6, 905m	町	
	橋りょう	稔橋 (北星川/16号) 橋梁補修	町	
		秋津橋 (イブンベウシ川/16線) 橋梁補修	町	
		蒼生橋 (イブンベウシ川/18線) 橋梁補修	町	
		睦橋 (イブンベウシ川/19線) 橋梁補修	町	
		丸山橋 (シュマン川/20線)	町	
		八千穂橋 (オサラッペ川/14線) 橋梁補修	町	
		朝霧橋 (オサラッペ川/14線) 橋梁補修	町	
		山鳥橋 (オサラッペ川/ 新23号) 橋梁修繕	町	
		常盤橋 (オサラッペ川/新20号) 橋梁補修	町	
		知成橋 (オサラッペ川/知成) 橋梁補修	町	
		北維橋 (北星川/23線) 橋梁補修	町	
		菊水橋 (シュマン川/11号) 橋梁補修	町	
朱万橋 (シュマン川/17線) 橋梁補修		町		
翠橋 (六号川/12線) 橋梁補修	町			

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1) 市町村道			
	橋りょう	橋梁点検事業 151カ所	町	
	(8) 道路整備機械等	雪寒機械等整備事業 小型ロータリー グレーダ 除雪専用車 ダンプトラック	町	
	(9) 過疎地域持続的発展特別事業			
	公共交通	公共交通運営事業 地域バス運行事業 車両整備 バス待合所整備	町	
	その他	道路環境美化推進事業 (事業内容) 地域住民団体への助成 L=62km (必要性) 地域住民による組織的な清掃美化活動の育成支援等を行い、安全で快適な道路環境を保持することが重要です。 (効果) 地域住民の道路愛護意識の育成と道路環境の改善が期待できます。	町	
		エネルギー供給施設整備・維持事業 (事業内容) 給油所運営に必要となる維持・管理及び老朽化給油設備更新経費 (必要性) 町内の燃料供給拠点施設として必要不可欠な施設であり、今後も地域住民に密着した責任ある事業展開が重要です。 (効果) 給油所運営を支援することにより、継続的かつ安定的な燃料供給体制を構築し、集落の維持や地域の活性化を図ることができる。	農業協同組合	
	基金積立	基金積立事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

道路、橋梁等については、点検や、個別に定める長寿命化計画等に従って維持管理、修繕、更新、改良等を進めていきます。その他の施設については、鷹栖町総合振興計画との整合性を図り、本計画に準じて継続的に見直しを行い、維持管理、修繕、更新等を実施します。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 上・下水道施設の整備

本町の上水道は、飲料水源として昭和61年度に愛別ダムの水利権を取得(1日最大取水量3,500m³)し、現在、旭川市との上水共同処理により水道水を供給しています。

近年は、一般家庭における節水意識の高まりや節水機器の普及・高性能化、企業における厳しい経済状況を背景にした経営の効率化が進んでいるため、水需要は減少傾向にありますが、経営の健全化を図り、漏水調査の実施や計画的な老朽管の布設替えを実施することで漏水を防止し、有収率の向上に努める必要があります。

下水道事業については、鷹栖・北野両市街地、インター流通団地の163.6ha、人口4,560人の処理計画で、昭和52年度から公共下水道事業に着手し昭和61年9月から供用を開始しました。令和2年度末の整備率は98.1%、水洗化率は99.4%となっています。

今後、計画区域内での下水道普及を推進し、更に、計画区域外においても生活排水が未処理のまま農業用水路及び河川へ流入することを防ぐため、合併処理浄化槽の普及を推進する必要があります。

イ ごみ対策の推進

本町の廃棄物処理については、平成3年から焼却炉の更新、管理型埋立処分場、安定型埋立処分場、リサイクルセンターの整備などを実施しています。

焼却炉についてはダイオキシン対策のため、閉鎖したことに伴い、平成14年12月から旭川市に委託し処理を行いました。平成29年6月からは、愛別町外3町塵芥処理組合に委託して処理を行っています。

平成4年8月からは分別収集を実施し、平成10年にペットボトルなどを追加し7分別収集、平成12年には「容器包装リサイクル法」に基づき11分別収集を行っています。

生活様式の変化や市街地の拡大に伴い、ごみはまだ増加するものと予測され、一層の減量化を進めるために、平成20年度より生ごみ堆肥化施設が稼動し生ごみの資源化が実施されています。また、平成27年からは小型家電のリサイクル、燃やせないごみの有料化、令和2年に燃やせるごみの有料化にも取り組んでいます。今後は、より一層の排出抑制、分別収集の徹底を図る必要があります。

管理型埋立処分場については、受入容量の増加に伴い、平成20年度に新たな最終処分場の整備を行いました。

4-1(1) ごみ排出量の推移 (単位：t)

区 分	可燃物	燃不物	堆肥・リサイクル	合 計
平成27年度	610	243	647	1,500
平成28年度	591	162	640	1,393
平成29年度	657	75	675	1,407
平成30年度	714	40	674	1,428
平成31年度	735	31	648	1,414

※事業系のごみは含まれていません。

ウ 消防・救急体制の整備

消防団の任務は災害などから生命を守り、住み良い地域社会をつくることにあります。

しかし、農業の兼業化や過疎化の進展に伴い、消防団員は定員を下回る状態が続いており、必要な地域人材の確保が求められているとともに体制の見直しが必要となっています。

また、消防力は自然水利の確保が難しいなかで、消防ポンプ自動車の更新、防火水槽や消火栓を年次的に整備充実してきましたが、市街地住宅の密集化や公共施設の中層建物が増大してきていることから、消防施設の一層の整備充実を進めるとともに、災害から生命・財産を守り、安全な生活を実現するために、消防・警察・住民が一体となり、防災治安の思想普及に努める必要があります。

救急活動についても、高速道路網の整備に伴う交通量の増大、大型車両等による多数傷病者が発生する交通事故や救急疾患が増加しています。より高い救命率向上に向けての救命・救急体制と装備の充実を図る必要があります。

平成26年度から旭川市消防本部との広域化により、充実した消防、救急、予防体制が強化され、新たな消防体制を確立しています。

エ うるおいある生活環境の整備

近年、河川や山林の有している多面的機能の重要性が見直されている中、うるおいのある生活空間を創造し、次の世代へ引き継いでいく生活環境の整備が必要となっています。

本町においても、オサラッペ川周辺の整備を進めながら、水と緑に親しむうるおいのある環境づくりに努めています。

平成13年度に制定した「鷹栖町環境基本条例」において、良好な環境の保全と創造を目指したまちづくりの方針が示されています。今後も、この方針に基づき、農村地域の特性も考慮しながら、環境を守り育てる行動を住民と一体となって進める必要があります。

また、鷹栖町土地開発公社が、平成15年度から造成・分譲に着手したシンフォニータウン（北野地区）は、利便性や自然と調和した住環境が評価され、平成29年度に完売となりました。良質な住宅地を形成しうるおいのある生活空間の創造は、有効な過疎対策の一つです。今後は、地域に増える空き家・空き地を貴重な資源として捉え、空き家・空き地の流動化を促進し、多様な活用方策の検討を進めます。

(2) その対策

- ア 上水道配水管網の整備充実を図ります。
- イ 下水道事業の促進と合併処理浄化槽の普及を図ります。
- ウ 廃棄物処理体制・施設の整備充実とごみの減量化・資源化を推進します。
- エ 救急・消防・救助体制の整備充実と予防行政遂行能力の向上を図ります。
- オ 地域防災力の強化を図ります。
- カ 環境基本条例の方針に基づき、良好な環境を守り育てる行動を進めます。
- キ 自然環境の保全や良好な景観を図る居住空間や農業等の地域産業と調和する暮らしの推進など、総合的な移住定住促進対策を進めます。

(3) 計 画

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(1)水道施設			
	上水道	水道管維持管理事業 漏水調査 メーター器交換等 共同処理施設改良事業 愛別ダム堰堤改良 石狩川浄水場改良 老朽管布設替事業 北野市街地外	町	
	(2)下水処理施設			
	公共下水道	下水道不明水対策事業 下水道漏水工事 下水道ストックマネジメント支援事業 汚水中継ポンプ場等 機械・電気改築更新	町	
	その他	合併処理浄化槽設置整備 及び維持管理補助事業 設置補助 維持管理費補助 浄化槽の管理	町	
	(3)廃棄物処理施設			
	ごみ処理施設	一般廃棄物処理施設改修 整備		
	その他	ごみ収集車整備事業 ごみ収集車	町	
	(5)消防施設	消防、救急、救助体制の整備 充実 消防ポンプ自動車 消防支援車	町	

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(6) 公営住宅	公営住宅整備事業 公営住宅建設・建替・改修・移転集約・除却	町	
	(7) 過疎地域持続的発展特別事業			
	環境	ごみ減量化・資源化対策事業 (事業内容) コンポスト購入助成、指定ごみ専用袋等売渡 不法投棄対策、河川周辺草刈 (必要性) 廃棄物の減量化や資源化を進め循環型社会にふさわしいごみ処理体制の構築や環境の保全を図る必要性があります。 (効果) 廃棄物の減量化や資源化を進めることにより循環型社会の形成と環境負荷の少ない地域づくりが期待できます。	町	
	基金積立	基金積立事業	町	
	(8) その他	定住促進住宅建設補助事業 賃貸住宅建設助成	町	
		公共施設耐震改修等事業 庁舎、集会場施設等	町	
既存住宅耐震改修事業 耐震改修助成		町		
融雪槽等設置助成事業 設置助成		町		

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

① 上下水道

・ 予防保全型の維持管理

上下水道施設の計画的な点検、補修による施設の長寿命化を図り、資産を有効に活用しながら、予防保全型の維持管理に努めます。

・ 施設管理の効率化

下水道施設の電力削減に向けて、運転管理の効率化に努めます。

・**下水道施設の改築更新**

下水道ストックマネジメント計画に基づき、老朽化した下水道施設の改築更新等を計画的に行います。

②**庁舎等行政関連施設**

現庁舎は新耐震基準を満たしていないため、震度6強以上の地震で倒壊する危険性があります。庁舎は、総合防災拠点としての役割を果たさなければなりません。よって、今後の償却期間の到来を見据えて大規模改修が必要です。

③**公営住宅**

将来人口を踏まえた管理戸数の適正化を図ることを基本に、耐用年数を経過した老朽住宅の廃止又は建て替え、耐用年数を経過していない住宅については、長寿命化又は改修を計画的に進め、維持費の縮減、修繕や更新時期の分散化、毎年の事業費の平準化を図ります。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア 子育て環境の確保

子どもたちを取り巻く家庭や社会環境は、未婚化・晩婚化による出生数の減少、核家族化の進展、共働き家庭の増加などに加え、地域のつながりの希薄化や児童虐待など子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境が変化しています。

本町では、鷹栖、北野の両地域に保育所を運営していますが、社会経済状況の変化や保護者の就労形態の多様化、核家族化などによる多様な保育ニーズに応えるため乳幼児保育、一時預かり保育、病後児保育、延長保育の拡大などにも取り組んでいます。また、私立たかす円山幼稚園においても平成29年度に認定こども園へ移行するなど、子育て環境の充実に努めています。

子育て家庭の孤立化が懸念される社会情勢の中、地域の親子が気兼ねなく集い、子育てにおける不安や悩み、さまざまな情報交換ができる場として、鷹栖地区（町営）と北野地区（たかす円山幼稚園）に「子育て支援センター」を開設し、就学前の子どもと親を対象に利用しやすい環境づくりに取り組んできました。

更に、放課後の子どもたちの安全な居場所づくりとしてNPO法人が運営している4カ所の「放課後児童クラブ」とたかす円山幼稚園の「アフタースクールみのりっ子」が開設されており、共働き家庭でも安心して働くことのできる環境の充実に努めています。

イ 高齢者等の保健・福祉の向上

本町における65歳以上の高齢者人口は2,354人(令和3年3月住民基本台帳登録者)、総人口に対する割合は34.9%となっており、全道・全国平均(31.7%、28.4%)よりも高く、若年労働者の就業転出や出生率の低下等により高齢化が進んでいます。

高齢になっても住み慣れた地域で生きがいを持って、元気に豊かな生活ができるように、健康づくりと介護予防の充実、医療と介護の両面から疾病の予防、重症化予防、認知症予防など切れ目なく必要な事業を進めます。また、介護が必要な状態になったとしても、可能な限り住み慣れた自宅で生活を営むことができるよう、居宅サービスの充実に努めるとともに、保健・医療・福祉にわたる各種サービスの包括的・継続的な提供体制の整備が必要になっています。

心身の障がいの有無に関わらず、一人ひとりが希望を叶え、社会的役割を持って活躍し、つながり高め合う地域共生社会の実現のために、住民の困りごとに対する相談体制を充実させ、継ぎ目のない相談支援と困りごとを早期に発見して寄り添うための支援を強化しています。障がいや生活困窮、ひきこもりなどの課題を抱える人たちに対する住民理解と支え合いの仕組みづくりを進め、課題があっても誰もが権利を損なわれない、住みやすい環境をつくります。

本町の健康課題は、心疾患や脳血管疾患など、生活習慣が重症化して起こる疾病によって入院、死亡や介護状態になるケースが多くみられます。町民の健康を阻害している生活習慣病を防ぐため、「栄養」「運動」の視点を中心に、食と身体活動、口腔などが関わる健康増進

に向けた支援を行うとともに、心の健康を保持するために必要なサポートに取り組みます。健康意識の醸成に向けて各種健診の受診率向上や幼少期から全世代を見据えた健康教育の充実に努め、誰もが楽しく健康な行動をとれる環境整備を推進し、健康寿命延伸と健康格差の縮小を図ります。

(2) その対策

- ア 生涯にわたって生き生きと地域で活躍する環境整備を進めます。
- イ 高齢者に必要な福祉サービスの継続に努めます。
- ウ 障がい者の地域生活の支援体制の充実に努めます。
- エ 障がいに関する理解の周知・啓発に努めます。
- オ 地域共生社会の実現に向けた支え合い活動を推進します。
- カ 親子の成長を見守り温かい地域づくりを目指します。
- キ 子どもの発達段階を踏まえた相談・支援の連続性を推進します。
- ク 一時保育、病後児保育などを実施し保育サービスの充実に努めます。
- ケ 意識的に疾病、介護予防活動をする町民の割合を高めるための取り組みを進めます。
- コ 病気になる体をつくるための健康づくり活動を実施します。

(3) 計 画

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1) 児童福祉施設			
	保育所	保育所等整備事業	町	
	(2) 認定こども園	認定こども園整備事業	法人	
	(3) 高齢者福祉施設			
	その他	老人福祉施設改築事業	法人	
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業			
	その他	子どもから高齢者まで生涯元気推進事業 (事業計画) 子育て支援 母子保健 高齢者支援 障がい者支援 地域福祉活動支援 各種健康診査 予防接種 生活習慣病予防対策等 (必要性) 子どもを安心して産み育て、生きがいをもって安全に生活ができ・「お互い様」の気持ちをもって生涯元気で生き生きと暮らせるまちづくりが重要です。 (効果) 安心して子育てができる環境づくり、高齢者や障がい者にやさしい地域づくり、誰もが健康で心豊かな生活を送ることができる支援体制づくりにより福祉、保健の充実が期待できます。	町	
基金積立	基金積立事業	町		
(9) その他	社会福祉施設整備事業 改修工事	町		

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

子育て・福祉支援施設は、施設の償却が進む中で、利用数や稼働状況も踏まえ、統廃合や建て替えも視野に入れ、またその施設ごとに合わせた活用方法の幅を検討していきます。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

本町の医療機関は、民間の診療所が1軒のみで入院施設がなく、旭川市内の医療機関に依存している状況にあります。また、在宅医療の推進などにより地域唯一の医療機関の負担増が懸念され、町内医療体制の在り方に関する検討が求められます。

近年は、高齢化や生活様式の変化などから疾病構造が多様化しており、旭川市内の医療機関との連携強化により地域医療の充実を図る必要があります。

(2) その対策

ア 持続可能な地域医療体制の充実に努めます。

(3) 計画

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業			
	その他	医療費助成等事業 (事業名) 子ども ひとり親家庭等 精神障がい者 重度心身障がい者 未熟児養育費 救急医療等対策 (必要性) 健康で安心して暮らす ため医療費助成等の充 実を図る必要がありま す。 (効果) 医療費助成等の充実を 図ることにより、より 安心して生活できる環 境が期待できます。	町	
	基金積立	基金積立事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

該当なし

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 小・中学校教育の振興

本町では、農村地域における過疎化の進行に伴い、平成10年以降、3つの小学校が閉校になった結果、現在は、小学校2校、中学校1校となっており、児童・生徒数は少子高齢化や過疎化に伴い、減少の一途をたどり、学校の小規模化が進んでいます。

施設面では、耐震に問題はありませんが、老朽化した校舎や屋外運動場等の改築・改修が問題となっています。今後の町の人口動向、児童・生徒数の推移を考慮しながら、良好な教育環境を確保するため、小中学校施設の整備を図る必要があります。

教育活動については、新学習指導要領で示された「学びに向かう力・人間性等」の涵養、「生きて働く知識・技能」の取得、「未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等」の育成を重視しています。本町の特徴を生かしながら、人と自然とかかわる中で確かな学力と豊かな心、健やかな体を確実に育み、特色ある学校づくりを展開しながら、地域に根ざした学校運営、創意と活力に満ちた教育の推進が必要となっています。

また、教材備品や設備については、教育内容に応じた設備等の充実を図っていく必要があります。特に国が進める「GIGAスクール構想」による1人1台端末の本格的な導入や子どもたちが持続可能な社会の創り手となることができるよう、新しい時代の学びを支える学校教育の環境整備を更に進める必要があります。

学校教育や社会教育等のあらゆる学びの連携を図りながら、個性を伸ばし創造性や情操豊かな心を育む教育の充実と、多様な課題を解決しながら活力ある地域社会を作り出す人材の育成を担う教育の役割が重要となります。

表7-1(1) 児童生徒数、学校施設等の状況 (R2.5.1現在)

学 校 名	児 童 生 徒 数 (人)	学 級 数		屋 内 体 育 館	プ ー ル 施 設	給 食 施 設
		通常学級	特別支援学級			
鷹 栖 小 学 校	120	6	5	有	有(兼)	有
北 野 小 学 校	195	6	6	有	有(兼)	有
鷹 栖 中 学 校	233	7	4	有	有(兼)	有
計	548	19	15			

イ 集会施設・体育施設・社会教育施設等の充実

本町の社会教育は、地区公民館を中心とした自主的で特色ある活動が展開されています。

しかし、地域の学びの拠点である公民館活動は、高齢化や参加者の固定化などの問題もあり、各地区公民館の連携や住民自治活動の展開、次世代の人材育成も必要となっています。

生活スタイルの多様化や社会情勢の変化に伴い、生涯にわたって多様な学びのニーズが生じ、それに応える環境の整備が求められています。また、住民主体のまちづくりの実現に向けて、社会教育の役割は重要性を増し、地域課題解決に向けた学習機会の充実のために生涯学習施設の在り方について検討する必要があります。

スポーツ施設については、総合スポーツ公園を中心に施設が整いつつありますが、あらゆる世代がスポーツに親しむことができる環境の充実に向け、施設の効果的な運営や既存団体との連携を進めるとともに「自分の健康は自分で守る」という意識を持って、介護予防などの保健活動とも連動した健康づくりなど、多様なニーズに応えるための施策の充実や施設整備が必要となっています。

(2) その対策

- ア 教育効果を高め、良好な教育環境を確保するため、小中学校施設の整備を進めます。
- イ 特色ある学校づくりや心の教育の推進など教育内容の充実を進めます。
- ウ 生涯学習を総合的に推進するための環境づくりと、生涯学習推進施設の在り方についての調査研究を進めます。
- エ 各地区公民館との連結・融合事業などにより公民館活動の活性化を図ります。
- オ スポーツ施設の整備充実を図り、スポーツ・レクリエーションの振興を推進します。

(3) 計 画

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設			
	校舎	小学校施設等整備事業 施設等改修	町	
	屋内運動場	小学校体育館改修事業 施設等改修	町	
	教職員住宅	教職員住宅更新	町	
	スクールバス・ポート	スクールバス更新	町	
	(3) 集会施設、体育施設等			
	集会施設	地区住民センター環境整備事業 地区住民センター改修	町	
	体育施設	総合体育館施設整備事業 改修工事 海洋センター施設等整備事業 改修工事 総合運動公園等屋外施設整備事業 改修工事	町	

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業			
	義務教育	<p>小・中学校教育振興事業 (事業名) 特別支援教育の推進 特色ある学校づくりの 推進 文化・スポーツ活動へ の支援 生活習慣見直し運動 幼稚園教育振興 鷹栖高校教育振興 (必要性) 未来を担う心豊かな人を 育む教育を推進し、家庭・ 学校・地域が一体となっ て子どもたちの健全育成 を図る必要があります。 (効果) 子どもたちの生活習慣の 見直し、特別支援教育、い じめ・不登校についての 相談体制の充実、特色あ る学校づくり等の効果が 期待できます。</p>	町	
	生涯学習・スポ ーツ	<p>生涯学習推進事業 (事業名) 読書活動の推進 公民館活動支援 ななかまど大学・女性 サロンスクール等開設 青少年健全育成 スポーツ活動・イベン トの促進 (必要性) 青少年健全育成の推進や 生涯を通じて学ぶことが できる学習機会の充実に 努める必要があります。 (効果) 学習機会の充実や青少年 の健全育成事業を推進す ることさまざまな学習 ニーズに応えることが期 待できます。</p>	町	
基金積立	基金積立事業		町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

①学校教育施設

長寿命化を前提としながらも、管理コストや児童数の推移を見ながら、今後の在り方を検討します。なお、今後の在り方を決定する際は、施設の有効活用のための個別計画を策定します。

②教職員住宅

人口動向に留意し、修繕や解体、売却、転売等も踏まえ更新時期の分散化をしながら毎年の事業費の平準化を図ります。なお、将来的に教職員住宅として利用する見込みのない住宅は、他所管施設への転用又は廃止のうえ譲渡等を検討します。

③社会教育施設

施設の安全性を大前提に、長寿命化を柱として施設の維持管理を進めていきますが、老朽化の状況と利用者ニーズを考慮し、建て替えや大規模修繕、統廃合を検討します。

④コミュニティ・集会所施設

町民が主体となったまちづくりを推進するためには、地域活動を実践していく住民自治活動をいっそう活性化していくことが不可欠です。地域コミュニティの活動の場となる各コミュニティ・集会所施設については、老朽化が進んでいるものもありますが、可能な限り既存の施設の維持管理に努め、老朽化の状況と利用状況、住民ニーズに応じて長寿命化を柱に建て替えや統廃合、複合化等を検討していきます。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

水田農業を基幹として発展してきた本町では、散居集落が多くを占め、長年にわたり行政区を単位とする農事生産組織が地域社会の基礎的集落として重要な役割を担ってきました。

しかし、近年の急激な人口減少や高齢化、農家・非農家との混在などにより、集落単位で取り組んできた生産活動や環境整備活動などにも支障が生じるようになってきました。

このような中、中山間地域直接支払制度による農地保全や環境整備をはじめ、地域農業の推進母体としての役割は、これまでの個別集落から、北野・鷹栖・旧中央・旧北斗・旧北成の小学校区を単位とする連合組織へと移行しつつあります。

また、昭和56年度以来、各小学校区単位に、生活・文化・学習を中心とした自主的な地区公民館活動も展開されており、このような動きと連動しながら、行政と地域が一体となって、本町の地域特性に合ったコミュニティ機能の維持・発展を進める必要があります。

(2) その対策

ア 地域住民組織への支援など、自治活動の充実を図ります。

イ 地域づくりへの支援と連携を図った、活動しやすい環境づくりを推進します。

ウ 集落支援員等の人材を活用し、地域住民が主体となって地域の課題を解決する取り組みを支援します。

(3) 計 画

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業			
	集落整備	コミュニティ活動推進事業 (事業内容) 町内会等活動支援事業 (必要性) 町内会等の活動を支援することを通して、集落を維持することが重要です。 (効果) 地域住民にとって一番身近なコミュニティである町内会等活動を維持することにより、地域の活性化につながることを期待できます。	町	
	基金積立	基金積立事業		

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

該当なし

1 1 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

文化活動は文化協会や地区公民館を拠点とした自主的な活動が活発に展開されていますが、会員の固定化や高齢化により、組織の育成や拡大が難しい状況にあります。

一方、文化芸術活動や郷土の歴史に触れる機会は、暮らしの質とまちへの関心を高める大切な要素です。「たかすメロディーホール」は開館から二十数年来、文化活動の拠点として町民に親しまれてきましたが、老朽化した施設の改修や設備品の更新が大きな課題となっています。

今後も優れた芸術や文化に接する機会をより多く提供するとともに、地域の特色を生かした文化の創造や、自主的な文化活動の支援が求められています。また、創造性豊かな人材を育成するため、広域的な文化交流を進めていく必要があります。

先人たちが築いた本町の歴史、文化の学習や継承活動を推進する環境づくりが必要となっています。

(2) その対策

ア 活動の支援、育成や創造性を育む環境の整備など、芸術文化活動の推進を図ります。

イ ふるさとを愛する気持ちを育むため、歴史や文化の学習機会の拡充を図ります。

ウ 文化財の保存と積極的な活用を推進します。

(3) 計 画

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の振興等	(1)地域文化振興施設等			
	地域文化振興施設	たかすメロディーホール改修事業 大規模改修施設等整備	町	

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業			
	地域文化振興	芸術・文化活動推進事業 (事業内容) 招聘公演の実施 芸術文化体験推進 町民の自主的な文化芸術 活動への助成 文化団体等育成 (必要性) 鑑賞型や体験型などさま ざまな形態の招聘公演の 実施を通じて、身近に芸 術文化に触れ、自己表現・ 発信する機会の充実を図 る必要があります。 (効果) 地域の芸術・文化創出意 識を醸成する活動拠点と なり、地域独自のコンテ ンツの発掘・発信を通じ たまちの文化振興が期待 できます。	町	
	基金積立	基金積立事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

施設の安全性を大前提に、長寿命化を柱として施設の維持管理を進めていきますが、老朽化の状況と利用者ニーズを考慮し、建て替えや大規模修繕、統廃合を検討します。

1 2 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

ア 環境対策の推進

本町の景観は計画的な開発とともにつくられてきた部分もありますが、自然や地形など景観の骨格が残されています。美しい自然環境や田園風景は、将来へ引き継いでいかなければならない重要な資源です。

また、わが国においては、地球温暖化、CO2削減など環境に配慮した低炭素社会づくりに向けた取り組みを進めています。本町においても豊かな自然環境の維持とともに、環境へ負荷の少ない地域社会の実現に向け、町民と行政が一体となり推進し、資源を守っていくことが重要です。

(2) その対策

ア 環境保全活動の推進を図ります。

イ 低炭素社会の実現に向けた再生可能エネルギーの研究と導入促進を図ります。

ウ 景観に配慮したまちづくりを推進します。

(3) 計 画

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(3) 過疎地域持続的発展特別事業			
	再生可能エネルギー利用	環境対策事業 (事業内容) 環境・エネルギー施策の推進 (必要性) 地球環境などにも配慮し、環境へ負荷の少ない地域づくりが重要です。 (効果) 環境負荷の少ない社会、低炭素社会の実現が期待できます。	町	
	基金積立	基金積立事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

該当なし

1.3 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

ア 行財政改革と協働共創のまちづくりの推進

新型コロナウイルス感染症に係る社会変革や人口構成の変化等により地方財政は厳しさを増す中、少子高齢化や環境問題など新たな行政課題への対応などが求められています。このような状況下にあつて、国土保全上からも重要な役割を果たす農山村として、また、「住民が健康で安心して暮らせるまち」として、自立した自治体経営が必要になっています。

「鷹栖町行財政改革プラン」に基づき、行財政改革は、未来を創るポジティブな取り組みと位置づけ、各分野において改革を進めるとともに、行政と住民が対等な立場でも行動する「住民参加のまちづくり」の理念を基本に、鷹栖町の未来を創造するため、自主自立のまちづくりに取り組むこととしています。

イ 安全安心の推進

地球規模での異常気象や大災害が近年多く発生し、また社会情勢の変化等に伴って今までにない事件・事故が多発しており、災害以外においても食への不安や新型コロナウイルスによる感染症の流行などさまざまな場面で安全・安心の確保が重要となってきています。今後においても、防災や防犯、交通安全などの取り組みを継続するとともに、近年多発している消費者被害の防止に向けた啓発活動や住民意識の高揚を図りながら、安心して暮らせるまちづくりを進めていきます。

(2) その対策

ア サンホールはびねすなどの施設を有効活用し、保健・医療・福祉の連携を図った健康づくり活動を充実します。

イ 鷹栖町行財政改革プランに基づき、効率的な行財政システムの確立に努めます。

ウ 情報提供や住民自治組織の育成支援など、住民参加型のまちづくりを目指した活動を進めます。

(3) 計 画

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	過疎地域持続的発展特別事業	<p>行財政改革・住民参加推進事業</p> <p>(事業内容)</p> <p>行財政改革大綱策定 住民と行政の協働取り組み活動支援 住民の自主的活動への支援</p> <p>(必要性)</p> <p>行政主導のまちづくりから住民参加を積極的に推進し、住民と行政による協働のまちづくりが重要です。</p> <p>(効果)</p> <p>効果的な行政運営と住民参加の推進により将来にわたり自立したまちづくりが期待できます。</p>	町	
		<p>安全安心推進事業</p> <p>(事業内容)</p> <p>防犯対策 交通安全の推進 防災対策</p> <p>(必要性)</p> <p>安全で安心して生活できるまちづくりが重要です。</p> <p>(効果)</p> <p>犯罪や災害などを未然に防止し安心して暮らせる環境が期待できます。</p>	町	
		<p>過疎地域持続的発展基金積立事業</p> <p>(事業内容)</p> <p>活力あるまちづくりに資する事業等に要する経費の財源とし、基金は過疎計画期間中又は過疎法失効後、必要に応じて処分し、事業に充てることとします。</p>	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

該当なし

◆事業計画（令和3年度～令和7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業			
	移住・定住	ふるさと鷹栖活動推進事業 【事業の効果】 まちづくりに関わる関係人口の創出が期待できます。	町	
		定住促進対策事業 【事業の効果】 本町への移住者・定住者の増加が期待できます。	町	
		空き家対策事業 【事業の効果】 問題となる空き家の減少と移住定住の増加が期待できます。	町	
	地域間交流	国内・国外交流活動事業 【事業の効果】 地域間交流の促進により、魅力ある地域づくり、人づくりが期待できます。	町	
	人材育成	地域おこし対策事業 【事業の効果】 地域への定住が見込まれ、新たな担い手の確保・育成が期待できます。	町	
		持続可能な地域形成推進事業 【事業の効果】 住民自らの手で課題を解決する仕組みにより、集落での生活が持続的でより魅力あるものとなります。	町	
		新規就農者等確保対策事業 【事業の効果】 支援により、新規就農者・農業後継者を確保することが期待できます。	町	
		福祉人材確保推進事業 【事業の効果】 介護人材を確保することにより充実した生活支援サービスを提供することができます。	町	
	基金積立	基金積立事業	町	

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業			
	第1次産業	農林業育成振興事業 (事業内容) 生産基盤整備 農業関係団体支援 経営所得安定対策 農家等への利子補給 農村環境対策 農地集積 多面的機能支払事業 米、野菜等生産振興対策 民有林振興 【事業の効果】 活気と魅力ある産業、生産性や品質の向上などが期待できます。	町	
	商工業・6次産業 化	商工業、企業誘致等振興事業 (事業内容) 地域消費活性化 商工団体等活動支援 新規開業支援 中小企業等利子補給 企業誘致活動 雇用機会創出 観光団体活動支援 【事業の効果】 中小企業者の経営安定や雇用の創出と地元経済の発展が期待できます。	町	
	基金積立	基金積立事業	町	
3 地域における 情報化	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業			
	情報化	地域情報化推進事業 【事業の効果】 ブロードバンド環境整備及びデジタル技術の推進により、移住定住やワーケーションへの取り組み、オンラインによる相談業務、農業・教育IoT、コワーキングスペース、テレワーク、ソーシャルビジネス促進等に期待できます。	町	

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
	デジタル技術活用	デジタルディバイド対策 【事業の効果】 行政サービスのオンライン化や地域でのデジタル利活用の支援を行うことで、地域主体のまちづくりが加速することも期待できます。	町	
	基金積立	基金積立事業	町	
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業			
	公共交通	公共交通運営事業 【事業の効果】 生活バス路線が維持され、交通弱者の足が確保されます。	町	
	その他	道路環境美化推進事業 基金積立事業 地域住民の道路愛護意識の育成と道路環境の改善が期待できます。	町	
	基金積立	エネルギー供給施設整備・維持事業 【事業の効果】 給油所運営を支援することにより、継続的かつ安定的な燃料供給体制を構築し、集落の維持や地域の活性化を図ることができます。	農業協同組合	
5 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業			
	環境	ごみ減量化・資源化対策事業 基金積立事業 【事業の効果】 廃棄物の減量化や資源化を進めることにより循環型社会の形成と環境負荷の少ない地域づくりが期待できます。	町	
	基金積立	基金積立事業	町	

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業			
	その他	子どもから高齢者まで生涯元気推進事業 【事業の効果】 安心して子育てができる環境づくり、高齢者や障がい者にやさしい地域づくり、誰もが健康で心豊かな生活を送ることができる支援体制づくりにより福祉、保健の充実が期待できます。	町	
	基金積立	基金積立事業		
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業			
	基金積立	医療費助成等事業 【事業の効果】 医療費助成等の充実を図ることにより、より安心して生活できる環境が期待できます。	町	
	その他	基金積立事業		
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業			
	義務教育	小・中学校教育振興事業 【事業の効果】 子どもたちの生活習慣の見直し、特別支援教育、いじめ・不登校についての相談体制の充実、特色ある学校づくり等の効果が期待できます。	町	
	生涯学習・スポーツ	生涯学習推進事業 【事業の効果】 学習機会の充実や青少年の健全育成事業を推進することでさまざまな学習ニーズに応えることが期待できます。	町	
	基金積立	基金積立事業	町	

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業		町	
	集落整備	コミュニティ活動推進事業 基金積立事業 【事業の効果】 地域住民にとって一番身近なコミュニティである町内会等活動を維持することにより、地域の活性化につながることを期待できます。	町	
	基金積立	基金積立事業	町	
10 地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業			
	地域文化振興	芸術・文化活動推進事業 【事業の効果】 地域の芸術・文化創出意識を醸成する活動拠点となり、地域独自のコンテンツの発掘・発信を通じたまちの文化振興が期待できます。	町	
	基金積立	基金積立事業	町	
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(3) 過疎地域持続的 発展特別事業			
	再生可能エネルギー利用	環境対策事業 【事業の効果】 環境負荷の少ない社会、低炭素社会の実現が期待できます。	町	
	基金積立	基金積立事業	町	
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	過疎地域持続的発展特別事業	行財政改革・住民参加推進事業 【事業の効果】 効果的な行政運営と住民参加の推進により将来にわたり自立したまちづくりが期待できます。	町	
		安全安心推進事業 【事業の効果】 犯罪や災害などを未然に防止し安心して暮らせる環境が期待できます。	町	

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
		<p>過疎地域持続的発展基金積立事業 (事業内容) 活力あるまちづくりに資する事業等に要する経費の財源とし、基金は過疎計の期間中又は過疎法失効後、必要に応じて処分し、事業に充てることとします。</p>	町	

鷹栖町過疎地域持続的発展市町村計画

発行日／令和3年9月

編集発行／鷹栖町総務企画課

〒071-1292 北海道上川郡鷹栖町南1条3丁目5番1号

TEL (0166) 87-2111

FAX (0166) 87-2196

E-mail:kikaku@town.takasu.lg.jp